

平成 21 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

横浜市立大学

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織（実施体制）	10
基準3 教員及び教育支援者	13
基準4 学生の受入	17
基準5 教育内容及び方法	21
基準6 教育の成果	31
基準7 学生支援等	33
基準8 施設・設備	36
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	38
基準10 財務	41
基準11 管理運営	44
<参 考>	49
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	51
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	54

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

21年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～22年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	元 群馬大学長
鮎川恭三	元 愛媛大学長
池端雪浦	前 東京外国語大学長
江上節子	武蔵大学教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾池和夫	国際高等研究所長
大塚雄作	京都大学教授
岡本靖正	前 東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	電気通信大学長
金川克子	神戸市看護大学長
北原保雄	元 筑波大学長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
後藤祥子	前 日本女子大学長
小林俊一	秋田県立大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
佐藤東洋士	桜美林大学長
鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
永井多恵子	前 日本放送協会副会長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森本尚武	元 信州大学長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第2部会)

荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○黒 木 登志夫	日本学術振興会学術システム研究センター副所長
◎小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
○齋 藤 寛	前 長崎大学長
佐 竹 秀 雄	武庫川女子大学教授
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
玉 真之介	岩手大学理事・副学長
長谷川 裕	琉球大学教授
○林 勇二郎	国立高等専門学校機構理事長
檜 垣 孝	大東文化大学教授
堀 正 二	大阪府立成人病センター総長
○牟 田 泰 三	福山大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成21年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

横浜市立大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 大学の目標である「実践的な教養教育」の中核となる共通教養については、共通教養長の下、両学部
の教員による全学的体制で運営実施されており、共通教養会議において運営・改善に取り組んでいる。
- 平成17年度文部科学省特色GPに採択された「医学部における実践的な医療安全教育」では、医療安
全意識の向上を図るため、医療安全等を統合したカリキュラムとして、特別養護老人ホーム等での体験
学習や医療機器の取扱等を重視した実践的な医療安全演習等を実施した。事業終了後も、本事業により
導入された授業については大部分が継続して行われている。
- 平成21年度文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援事業」に「横浜文化創造都市ス
クールを核とした都市デザイン／都市文化の担い手育成事業」（代表校は横浜国立大学）が採択され、
当該大学のほか6大学によるコンソーシアムが形成されている。
- 平成15年度文部科学省21世紀COEプログラムに採択された「細胞極性システム研究に基づく未来
医療創成（からだの形づくりの仕組みの解明から病気の克服へ）」では、基礎生物学の成果を臨床医学
に応用するための教育研究体制の整備に向けた取組を行い、博士課程学生の学力向上を目的とした英語
発表能力向上プログラム等を開催している。
- キャリア支援課（室）では、先輩学生が後輩学生の就職相談に応じるキャリアメンター制度、卒業生
が後輩学生の就職を支援するキャリアサポーター制度を活用し、学生の就職相談やキャリア形成支援を
行っている。
- 情報検索の方法を学んだ学生スタッフ（学生 Library Staff）による、学生の学習・研究に役立つ内
容を提供することを目的としたガイダンスが行われている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 国際総合科学部や医学部など当該大学の各組織における組織運営上の特性等を踏まえ、研究院体制や
簡素な職階制としている教員組織編制等の更なる適正化について検討し、充実させていくことが望まれ
る。
- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。
- 医学研究科における学位審査に係る謝礼金の授受等の問題を契機として、「横浜市立大学学位審査等
に係る対策委員会」により学位審査の客観性・透明性の確保及び学位の質の向上に向けた再発防止策が
示され、対策案に沿って審査体制等が整備されているが、今後とも、更なる学位の質の向上に取り組
んでいく必要がある。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 「Practical English」の単位修得者が更に高度な英語力を修得することを目的として「Advanced
Practical English」、「上級英語」等の開講や英語による授業科目を増加させてきているが、「実践
的な国際教養大学になる」との大学の目標を達成するために、更に充実されることが期待される。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学の目的は学則第 1 条において、「発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育に重点を置き、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学として、教養教育と専門教育を有機的に結び付け、国際都市横浜にふさわしい国際性、創造性、倫理観を持った人材を育てるとともに、教育・研究・運営が、市民・横浜市・市内産業界及び医療の分野をはじめとする多様な市民社会の要請に迅速に応えることを目的とする。」と定めている。さらに、平成 17 年度の公立大学法人化に際して策定した当該大学が掲げる中期目標の前文にも「幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学となる」と記載されており、これらの目的等は、現在我が国の大学に求められている「教養教育の重視、国際化の推進」にこたえるものである。

また、学部ごとの目的については、各学部通則に定められている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は大学院学則第 1 条に、「大学において学修した幅広い実践的教養と専門的教養を基礎として、専攻分野を究め、高い学識と実務能力を養い、高度の専門性が求められる職業を担うための専門知識を培い、国際社会及び地域社会に貢献する人材を育成することを目的とする。」と定めており、研究科ごとの目的については、各研究科通則において定められている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

当該大学の目的を定めた学則や中期目標のほか、大学の目標と使命を明確化・平易化した「大学の目標」を策定し、ウェブサイトや大学総合案内（PROSPECTUS）等の印刷物を通じて学生及び教職員をはじめ社会に広く公表している。学生については総合履修ガイドの配付、教職員についてはファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）研修やSD研修、年度計画の策定作業等の機会を通じて周知している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

平成17年度の公立大学法人化に際して、「実践的な教養教育を行う国際教養大学」の実現を目指した明確な目標の下に、教育システムの改革を行い、従来の商学部・国際文化学部・理学部を統合した国際総合科学部を創設した。国際総合科学部は、1学部1学科体制として、国際総合科学科に7つのコースが設置されている。

医学部についても、看護短期大学部を4年制の看護学科に改組し、医学科との2学科体制としている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

大学の目標である「実践的な教養教育」の中核となる共通教養については、共通教養長の下、両学部の教員による全学的体制で運営実施されており、共通教養会議において運営・改善に取り組んでいる。また、卒業に必要な共通教養の単位数は、国際総合科学部で、単専攻の場合60単位としており、教養教育を重視する当該大学の理念が具現化されている。

共通教養長は国際総合科学部の学部運営会議や医学部のカリキュラム運営会議に参加するなど、共通教養と両学部の専門教育と有機的な連携に努めている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学大学院は、

- ・ 都市社会文化研究科（博士前期課程1専攻：都市社会文化専攻、博士後期課程1専攻：都市社会文化専攻）
- ・ 生命ナノシステム科学研究科（博士前期課程3専攻：ナノシステム科学専攻、生体超分子システム科学専攻、ゲノムシステム科学専攻、博士後期課程3専攻：ナノシステム科学専攻、生体超分子システム科学専攻、ゲノムシステム科学専攻）
- ・ 国際マネジメント研究科（博士前期課程1専攻：国際マネジメント専攻、博士後期課程1専攻：国際マネジメント専攻）
- ・ 医学研究科（修士課程1専攻：医科学専攻、博士課程3専攻：生命分子情報医科学専攻、生体機能

医科学専攻、生体システム医科学専攻)により構成されている。

平成 17 年度の公立大学法人化に際して、大学院教育のグローバル化に対応できる運営体制を構築するため、従来の経済学研究科、経営学研究科、国際文化研究科、総合理学研究科を統合して、国際総合科学研究科を創設した。さらに、当該大学の重要な使命である地域貢献を果たすべく、平成 21 年度に国際総合科学研究科が、都市社会文化研究科、生命ナノシステム科学研究科及び国際マネジメント研究科に再編されている。

医学研究科においては、平成 19 年度の文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」の採択を受け、博士課程にがん医療に携わる専門医師養成コース（がん薬物療法専門医コース、放射線治療専門医コース、緩和ケア専門医コース）が、修士課程にがん医療に携わるコメディカル養成コース（放射線治療技術コース、がん専門薬剤師コース）が新設されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該大学には、特定機能病院に指定されている附属病院、及び地域医療支援病院に指定されている附属市民総合医療センター、学術情報の収集及び提供を通じ、当該大学の学生等の学習、教育及び研究に資することを目的とする学術情報センター、コムギ・トウガラシの遺伝資源を活用した研究等を行い、生命科学分野の教育研究の推進を目的とする木原生物学研究所、生活習慣病等の疾病の原因を解明し、新たな治療法や創薬に結びつく研究を行い、以て市民の健康維持や地域の医療水準の向上を目的とする先端医科学研究センター、「Practical English」の授業実施、受講生に対するカウンセリング等を行うプラクティカル・イングリッシュ・センターが置かれて、それぞれの役割に沿って運営され、教育研究活動を支援している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に関する重要事項を審議するため、地方独立行政法人法に規定する教育研究審議会、学校教育法で規定する教授会（全体会）を設置している。また、各学部・研究科教授会には学校教育法施行規則に規定する代議員会を設置して、運営の効率化を図っている。教授会の審議事項は学生の身分に関する事項を主とし、教員人事に関しては、学長の諮問機関である人事委員会を置き、審議を行っている。

教育研究審議会、教授会代議員会及び人事委員会は原則毎月 1 回、教授会（全体会）は年 1 回開催されている。教育研究審議会の議事録はウェブサイトで公開するとともに、学内の諸会議で報告されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

平成 17 年度に教学に関わる会議構成を見直し、各学部・研究科の学務に関する事項を審議する学部運営会議、研究科運営会議を設置し、学部長・研究科長のリーダーシップの下に運営している。学部運営会議の下部会議として、国際総合科学部にはコース会議、医学部には医学科及び看護学科に個々カリキュラム運営会議が置かれ、各コース、カリキュラムにおける学務に関する事項について審議している。また、国際総合科学部には、教務委員会、情報教育委員会等が設置されている。

各会議は原則として毎月 1 回開催し、教育予算、カリキュラム、学生の成績・進級管理、教員配置などの審議を通じてカリキュラムの明確化・体系化等の改善を図っている。なお、教養教育については、共通教養会議を設置して、検討を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学の目標である「実践的な教養教育」の中核となる共通教養については、共通教養長の下、両学部の教員による全学的体制で運営実施されており、共通教養会議において運営・改善に取り組んでいる。
- 卒業に必要な共通教養の単位数は、国際総合科学部で、単専攻の場合 60 単位としており、教養教育を重視する当該大学の理念が具現化されている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制の基本的方針は、中期目標において「教育に重点を置く大学として、質の高い教育を実施するとともに、時代の変化に柔軟に対応できる教育体制を構築する。」と示されている。この目標の実現に向けて、中期計画において「教育組織と研究組織を分離し、研究院（病院に所属する教員以外の教員が所属し研究を行う。）や病院から、教育カリキュラムに応じてコース等の管理運営の責任者が必要とする教員を確保できる仕組みを確立する。」と定めている。

国際総合科学部では、国際総合科学科に7つのコースを置き、学部長の下に置かれたコース長とともに、学部長がコースのカリキュラム等の運営責任を担っている。医学部では、医学科及び看護学科の2学科とし、医学部長が兼ねている医学科長及び看護学科長を置き、学科長の下に置かれたカリキュラム長とともに、両学科長がカリキュラム等の運営責任を担っている。

研究科については、研究科長の下に置かれた専攻長とともに、研究科長がカリキュラム等の運営責任を担っている。

また、病院教員を除く全教員の研究組織として研究院を置き、教員管理職である研究院長と副研究院長2人が配置されている。研究院には、研究院全体会議、研究院運営会議、研究院分科会が置かれ、所掌事項が協議されている。

教員の職階は、教授、准教授、助教、助手として、基本的に講師を置かない簡素な職階制度により教授への到達を短くすること、及び職位ごとの定員を設けないことにより、昇任の動機付けを図っている。

なお、国際総合科学部や医学部など当該大学の各組織における組織運営上の特性等を踏まえ、研究院体制や簡素な職階制としている教員組織編制等の更なる適正化について検討し、これを充実させていくことが望まれる。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 国際総合科学部：専任 128 人（うち教授 75 人）
- ・ 医学部：専任 224 人（うち教授 39 人）
- ・ 学士課程全体：非常勤 281 人

また、国際総合科学部においては主要とする科目の約 8 割、医学部では全科目を専任教員が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医学研究科：研究指導教員 42 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 46 人

〔博士前期課程〕

- ・ 都市社会文化研究科：研究指導教員 35 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 生命ナノシステム科学研究科：研究指導教員 51 人（うち教授 29 人）、研究指導補助教員 11 人
- ・ 国際マネジメント研究科：研究指導教員 25 人（うち教授 15 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士後期課程〕

- ・ 都市社会文化研究科：研究指導教員 23 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 12 人
- ・ 生命ナノシステム科学研究科：研究指導教員 43 人（うち教授 27 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 国際マネジメント研究科：研究指導教員 15 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 2 人

〔博士課程〕

- ・ 医学研究科：研究指導教員 41 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 47 人

なお、研究指導教員の 3 分の 2 以上が教授であり、大学院課程における研究指導を行うのに十分な体制が整えられている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員採用は、教員人事の活性化、適正化を目的として学長の諮問機関として置かれた人事委員会の審議に基づいて行っている。なお、教員の採用に当たっては公募制を原則としており、必要に応じて国際公募を行うなど、広く人材を求める取組をしている。

また、柔軟性のある教育体制を構築し教育課程の多様化を図るため、平成 18 年度に特別契約教員制度を創設した。特別契約教員（平成 21 年度採用：教授 8 人、准教授 1 人）は専任教員より勤務日数は少ない

が、非常勤講師とは異なり、専用の研究室を確保して、講義・実験等の当該大学が指定する時間外においてもオフィスアワーを設定するなど学生教育に従事している。

平成 17 年度の公立大学法人化以降、教員は全員任期付の雇用を原則としており、法人化以降採用された教員のほか、法人化以前から在籍している教員（承継教員）についても、本人の同意があれば任期付となっており、全体で約 8 割、承継教員においても約 7 割の教員が任期制の適用を受けている。

教員の年齢構成については、35～44 歳が全体の約半数を占めるなど、比較的若い世代が多くなっている。また、同年齢層は、女性教員の占める割合が 154 人中 38 人と約 25% に上っている。外国人教員は平成 21 年 5 月現在、教員全体の 2.7%（10 人）であるものの、国際総合科学部においては増加傾向にある。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

採用・昇任、再任等に係る教員人事について、公平性・透明性を確保するため、学長の諮問機関として人事委員会を設置し、すべての審議を行っている。人事委員会は学外の有識者を含めた委員 6 人をもって組織されており、さらに事前の審査・選考を行うため、人事委員会の中に、部局ごとの部会を設けている。部会では、書類選考のほか、必要に応じ面接や模擬授業を実施し、その過程において教育研究上の指導能力等の評価を行っている。

教員採用は原則公募制としており、公募期間は少なくとも 1 か月以上とするなど公平性の確保に努めている。また、公募要項の中で必要な資格等を明記する等、透明性も確保している。なお、採用する際の職位については、昇任規程等において定められている教育・研究業績等を参考に判断し、決定している。

昇任については、全学で統一した昇任規程を定めているほか、分野ごとに明確な昇任内規を定め、人事委員会における審議を経て、理事長が任命している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

大学の諸活動の活性化を目的として全教員を対象とした教員評価制度を毎年度実施しており、評価を通じて教員の教育研究活動等の向上を図っている。本制度をより良いものにしていくため、評価者を対象とした研修（年 1～2 回）を定期的実施するとともに、教員評価委員会（年 10 回前後）を中心に制度実施上の課題について検討を行っている。なお、平成 21 年度からは、前年度の評価結果を処遇へ活用することとした。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

中期目標における研究に関する目標において、「研究成果を教育に反映する。」と定められており、学生教育に携わりつつ、活発な研究活動を展開する一方、教員は各自の研究成果に基づき学生教育を行っている。

る。また、各教員の研究内容については、当該大学のウェブサイトにある「横浜市立大学研究者データベース」を通じて、公表されている。

なお、こうした研究活動の成果は、毎年多額の科学研究費補助金の取得のほか、文部科学省 21 世紀 COE プログラム「細胞極性システム研究に基づく未来医療創成（からだの形づくりの仕組みの解明から病気の克服へ）」や、文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」「学生が創る地域の子ども健康プロジェクトー医学生と看護学生の連携による取組ー」、文部科学省科学技術振興調整費（先端融合領域イノベーション創出拠点の形成）「翻訳後修飾プロテオミクス医療研究拠点の形成」等への採択に現れている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

各年度の繁閑、業務執行方法の変更等を確認し、必要性和効率性を踏まえ、職員配置を行っている。平成 17 年度の公立大学法人化に伴い、横浜市からの派遣職員については段階的に減少しつつある。

大学院生による TA は、実習・演習補助を中心に学部教育を円滑に進めることに積極的に活用され、平成 20 年度は、国際総合科学部 82 人（従事時間 1554.5 時間）、医学部 11 人（従事時間 150 時間）、国際総合科学研究科 9 人（従事時間 103 時間）が配置されており、教育補助者として有効に機能している。また、TA の目的である大学院生の教育トレーニングの機会の提供や手当の支給による処遇の改善という意味においても機能している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 特別契約教員（平成 21 年度採用：教授 8 人、准教授 1 人）は専任教員より勤務日数は少ないが、非常勤講師とは異なり、専用の研究室を確保して、講義・実験等の当該大学が指定する時間外においてもオフィスアワーを設定するなど学生教育に従事している。

【改善を要する点】

- 国際総合科学部や医学部など当該大学の各組織における組織運営上の特性等を踏まえ、研究院体制や簡素な職階制としている教員組織編制等の更なる適正化について検討し、充実させていくことが望まれる。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

全学及び各学部、研究科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に関しては、中期目標及び中期計画において人材育成目標等を定めている。その内容は、当該大学ウェブサイトをはじめ大学案内、大学総合案内に、よりわかりやすい文章にして掲載されている。大学案内及び大学総合案内は、オープンキャンパス、学外進学相談会、高等学校教員や予備校を対象とした大学説明会で配布するとともに、受験生等からの請求などに応じて個別に送付するなどして、公表・周知を図っている。

平成21年度募集要項からは、各学部におけるこれまでの人材育成目標や入試方法等に関する考え方を、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」を内容とする「横浜市立大学の教育方針」に整理して、掲載している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

中期目標に示された入学者受入方針に関する目標を基本に、学部・研究科において多様な入学者選抜を実施している。

学部においては、平成17年度より、一般選抜の国公立大学後期日程試験を廃止した。その一方、国際総合科学部ではアドミッション・オフィス（AO）入試及び推薦入学（指定校）制度を新たに導入した。医学部医学科では、地域医療における医師不足対策の一環として、平成20年度入試から神奈川県地域医療枠（20人）、平成21年度に市大地域医療枠（5人）及び神奈川県指定診療科枠（5人）という新たな入試枠を増員により新設している。

選抜方法については、第1次選抜として大学入試センター試験により基本的学力を確認するとともに、第2次試験として論述式による課題を出題するなど、当該大学での学修に必要な、問題意識、理解力、表現力、論理的思考力などについて総合的に評価している。また、国際総合科学部では、英語を作業第二言語と位置付け重視しており、第1次選抜における配点を高くしている。医学部医学科では、教科試験以外に小論文や面接を課し、医学を志す動機、医療に対する適性、意欲、社会的適応力などを総合的に評価して選抜している。

研究科に関しては、各専攻において学内推薦を始め、一般学生対象、社会人学生対象、外国人留学生対

象等、多様な受入方法により入試を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生、社会人、編入学生の受入等に関して特別な入学者受入方針等を明示しておらず、一部を除き基本的に一般学生と同じ入学者選抜の方法で臨んでいる。ただし、国際総合科学部では私費外国人留学生特別選抜及び海外帰国生特別選抜という2つの特別選抜、医学部看護学科では編入学選抜を実施している。また、国際総合科学研究科においては、社会人については外国語の試験を課さないなど、多様な入学者選抜方法の採用等の配慮をしている。

これらのことから、特別な入学者受入方針等を明示していないものの、実態に応じた対応が適切に講じられているものと判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜に係る全学的な体制として、横浜市立大学入学試験管理委員会を設置している。入試管理委員会は、学長を委員長とし、副委員長に副学長、委員として学部長、研究科長、学部・研究科の入試委員会の委員長及び事務局長等の事務局の管理職員から構成されている。入試管理委員会の下には、入試教務委員会、入試事務委員会及び入試広報委員会を設置し、入学者選抜に係る全般的な業務に対応できる体制を整えている。さらに、各学部・学科に設置されている入試委員会において実施体制を含めた実施大綱を策定し、実施大綱に基づき実施されている。

公正な入学者選抜を目指し、採点・判定時に受験生の受験番号や氏名等、個人が特定されないよう答案用紙の綴り方を工夫するなどして、合否判定を実施している。最終的合否判定は、教授会（代議員会）における手続きを経て決定している。

研究科においても、学部準じた体制の下に、入試問題作成等、機密の保持を図り公正な選抜が実施されている。

なお、平成 21 年度からは、入学試験の企画・実施に加え、入学者の受入に関する課題の抽出と改善の検討等を行うことを目的として、入試管理委員会をアドミッション委員会に改組している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

各学部・学科の入試委員会等において毎年度の入試結果を検証しており、国際総合科学部においては、平成 19 年度に入試改革検討委員会を設置し、過年度の入試区分別の入学後の成績追跡調査の結果等を参考に一般入試と特別入試の配分を見直し、特別入試による募集人員を 25%（160 人）から 30%（195 人）に増加した。

また、国際総合科学部では「Practical English」の単位修得（TOEFL 500 点相当の取得が条件）を 3 年次の進級要件とするなど、英語教育を重視しているため、継続的に入学時の英語学習水準について検証を行っている。医学部医学科においても、平成 20 年度入試に新設した神奈川県地域医療枠の入試結果を

検証し、平成 21 年度入試から新設した市大地域医療枠及び神奈川県指定診療科枠の選抜方法を決定している。

研究科においても、入試管理委員会等において毎年度の入試結果を検証し、入学者選抜方法の改善に役立てている。具体的な改善例としては、平成 21 年度入試より、国際総合科学研究科理学専攻において、新たな入試区分として自己推薦募集を開始しており、平成 22 年度入試からは、生命ナノシステム科学研究科博士前期課程のナノシステム科学専攻、ゲノムシステム科学専攻でも、これを実施している。また、生命ナノシステム科学研究科博士前期課程ナノシステム科学専攻、ゲノムシステム科学専攻の第 2 期募集では TOEFL500 点以上、若しくは TOEIC600 点以上を取得している受験者に対しては、英語の筆記試験を免除している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 17～21 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成 19 年 4 月から学生受入を開始した医学部（3 年次編入）については、平成 19～21 年度の 3 年分、また、平成 21 年 4 月に設置された都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、及び生命ナノシステム科学研究科については、平成 21 年 3 月まで設置されていた国際総合科学研究科を実質的に継承しているため、各専攻の入学定員充足率を含めている。)

〔学士課程〕

- ・ 国際総合科学部：1.11 倍
- ・ 医学部：1.01 倍
- ・ 医学部（3 年次編入）：0.95 倍

〔修士課程〕

- ・ 医学研究科：1.41 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 都市社会文化研究科（国際総合科学研究科国際文化研究専攻入学定員充足率を含む）：0.90 倍
- ・ 生命ナノシステム科学研究科（国際総合科学研究科理学専攻、生体超分子科学専攻入学定員充足率を含む）：1.07 倍
- ・ 国際マネジメント研究科（国際総合科学研究科経営科学専攻入学定員充足率を含む）：0.83 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 都市社会文化研究科（国際総合科学研究科国際文化研究専攻入学定員充足率を含む）：1.33 倍
- ・ 生命ナノシステム科学研究科（国際総合科学研究科ナノ科学専攻、バイオ科学専攻、生体超分子科学専攻入学定員充足率を含む）：0.51 倍
- ・ 国際マネジメント研究科（国際総合科学研究科経営科学専攻入学定員充足率を含む）：0.99 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学研究科：1.06 倍

なお、医学研究科（修士課程）及び都市社会文化研究科（博士後期課程）については、入学定員超過率が高い。また、生命ナノシステム科学研究科（博士後期課程）については、入学定員充足率が低い。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判

横浜市立大学

断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学の教育目標である「自らの課題を見つけ探求する姿勢と様々な問題に対して解決する能力を備え、幅広い教養と高い専門的能力、豊かな人間性・倫理観を兼ね備えた人材の育成」の実現に向けて、「始めから狭い専門分野に特化せず、まず幅広い教養と知識を修得し、大局的な判断力を養って「総合的な人間力」を高めた上で専門性に磨きをかける高度教養教育（専門教育）が必要となる。」という考え方にに基づき、共通教養科目及び専門教養科目等の授業科目が配置され、教育課程が体系的に編成されている。

共通教養科目はすべての学生に求められる「教養」の共通の基盤を提供するものであり、問題提起科目群・技法の修得科目群・専門との連携科目群という3つの科目群で編成され、個々の学生が自分の固有のテーマを発見し、「自己の発見、自己の確立」につながる能動的知の獲得を目的としている。共通教養科目における必修科目として、1年次の前期に、自らの課題を見つけるための「総合講義A」（問題提起科目群）、そしてそれらの課題を探求するための知の技法の向上を目指す「教養ゼミA」（技法の修得科目群）などを配し、その上で、1年次後期にテーマと技法を結び付ける「教養ゼミB」や高い専門的能力の基礎となる「基礎科学講義B」（専門との連携科目群）などが配置されている。

また、当該大学が作業第二言語と位置付けた英語の実践力を養成するため、共通教養科目の中核に

「Practical English」を置き、学生の学習支援体制の強化を図っている。国際総合科学部では、「Practical English」の単位修得を専門分野の本格的な履修が始まる3年次への進級要件に、医学部医学科では5年次への進級要件、看護学科では卒業要件としている。さらに、学生の質保証という視点から、TOEFL500点相当を単位修得の要件の一つとしている。

国際総合科学部の専門教養科目群は、7つのコースごとに専門教養科目・専門教養ゼミ・卒業論文ゼミで編成されており、3つのクラスター（学習テーマ）を設定し、授業科目が編成されている。医学部医学科の専門教育では、基礎医学と臨床医学の講義と演習、次いで臨床実習へと順序性（順次性）と一貫性を勘案した教育課程（カリキュラム）を医学教育モデル・コア・カリキュラムに沿って編成している。医学部看護学科では、専門科目の理解を容易にする目的で、専門科目に必要な看護基礎科目を先行して配置し、専門科目へと導き、専門科目では、講義・演習を修得した段階で、実践現場に赴き、学内学習の検証を行う臨地実習を配置している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

国際総合科学部では、「海外フィールドワーク支援プログラム」や「Practical English」などの先進的な教育プログラム、医学部では、文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」による「医学部における実践的な医療安全教育」（平成17年度採択）、同じく現代GPによる「学生が創る地域の子ども健康プロジェクトー医学生と看護学生の連携による取組ー」（平成18年度採択）などが実施されている。

「医学部における実践的な医療安全教育」では、医療安全意識の向上を図るため、医療安全、倫理、コミュニケーションを統合したカリキュラムとして、特別養護老人ホーム等での体験学習や医療機器の取扱等を重視した実践的な医療安全演習等を実施した。これらのカリキュラムは学生からの評価が高く、学園祭で医療安全に関するシンポジウムを学生自ら開催している。事業終了後も、本事業により導入された授業については大部分が継続して行われている。

また、「学生が創る地域の子ども健康プロジェクトー医学生と看護学生の連携による取組ー」では、医学生と看護学生がチームを組み、地域に出て、地域の子どもたちに「命の大切さ」を伝えることを目的として、横浜市内の小中学校での訪問授業・健康生活キャンプの実施や、学生が主体となり子ども向けの応急手当に関する健康教育用教材の作成等を行った。本事業における学生へのアンケートでは、約7割の学生がチームワークを実践的に学びとることができたと回答している。訪問授業は事業終了後も継続して行われている。

さらに、横浜市内大学間学術・教育交流協議会の単位互換協定に基づく単位互換、インターンシップも実施されている。

なお、「Practical English」の単位修得者が更に高度な英語力を修得することを目的として「Advanced Practical English」、「上級英語」等の開講や英語による授業科目を増加させているが、「実践的な国際教養大学になる」との大学の目標を達成するために、更に充実されることが期待される。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

入学時及び学期開始時等の機会を捉えたガイダンスにおける履修指導を通じて、学生に対して単位制度に関する理解を深めている。また、国際総合科学部においては、履修登録単位数の上限設定（CAP制）やGPA（Grade Point Average）の試行、並行講義の開設等により単位の実質化への配慮をしている。医学部においては、医師及び看護師という人材養成に向け全科目を必修科目としており、CAP制等は導入していないが、医学科においては1日の授業時間を原則的に4時限目（16時10分）までとするなど、学生が自習時間を確保できるよう配慮をしている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

共通教養科目では、1年次生が関心を抱きやすいテーマについてさまざまな講師を招いて話を聞き、現状や問題点を多面的に学べるよう「総合講義A」を講義方式としているほか、資料の探索、収集、読み込み、発表、討論、分析結果の整理、レポート作成などの技法を身に付けるため、「教養ゼミA」を1クラス30人程度とし全学部全学科の少人数混合クラス編成とするなど、授業内容及び授業形態の工夫をしている。そのほかにも、「Practical English」における習熟度別のクラス編成、英語によるゼミ形式の「多文化交流ゼミ」、「インターンシップ実習」や「環境保全農業実習」、「アクティブ・プランニング実習」などの実習型科目を導入している。

各学部、学科においても授業科目の特徴に応じて講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が導入されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは作成要領に基づき毎年作成されている。授業科目名、カリキュラム上での位置付け、担当教員名、講義概要、到達目標、成績評価方法、授業計画、教科書・参考文献、オフィスアワー等が記載され、冊子体で配付する一方、ウェブサイトにも掲載することを原則にしている。シラバスの内容については、コース長等が体系性を確認するとともに、教員評価の評価項目に入れ、質の向上を図っている。シラバスについては学生の授業評価アンケートで状況把握をしており、共通教養科目の一部でウェブサイト版シラバスの活用状況が低調であるものの、そのほかにおいては、内容及び利用状況ともおおむね良好との結果を得ている。

また、FDとしてシラバスの改善に取り組んでおり、共通教養科目のページ数が平成17年度に263ページであったものが、平成20年度には400ページになるなど、内容の充実が図られている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生の自主学習への配慮としては、学術情報センターを中心とした情報実習室や図書閲覧室の開室のほか、ゼミ室の整備拡充、医学部・附属病院におけるシミュレーションセンター、看護学実習室の開放等が

なされている。

また、基礎学力不足の学生への配慮としては、「Practical English」における補充授業としての「Practical English remedial class」の設置及び情報コミュニケーション科目における習熟度別クラスの導入や医学科において物理・化学の補習授業が行われている。さらに、成績不振者に対しては、クラス担任制、オフィスアワーの導入による教員の個別指導のほか、コース会議や教務委員会、カリキュラム運営会議等で指導について議論し、組織的な対応がなされている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価については、学則第 49 条に基づき、学期末試験、研究報告、随時行う試験、出席及び学修状況等により、学部通則で規定された 5 段階評価で判定されている。また、個々の科目の具体的な成績評価方法はシラバスに明記しており、担当教員はその方法に従って評点を提出し、全学で統一された基準により成績評価が行われ、その評価に基づいて単位認定がなされている。

卒業認定に関しては、学則第 50 条に基づき、所定の修業年限以上在学し、学部ごとに定める授業科目及び単位数を修得し、学部が定める卒業の審査に合格した者について、卒業の認定を行うという基準が策定されている。卒業の認定は、学部教授会（代議員会）の議を経て、厳格に行われている。

成績評価基準及び卒業認定基準は、学生に配付される履修ガイドに記載されており、入学時のオリエンテーションによっても学生に周知している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確さを担保するための措置として、成績評価に関する学生からの確認（異議）申し立ての制度を学部通則で定め、履修ガイド等で周知している。具体的には、成績評価に疑問がある学生は、成績確認（異議）申立書を学務課へ提出した後、学部長等を通じて担当教員に確認し、適切でなかった場合には、成績変更届により訂正を行うこととなっている。また、病気や忌引きにより欠席した場合の追試験等についても通則や規程で明確に定められている。

「Practical English」については、大学で学ぶための英語能力を測る客観基準である TOEFL を実

施することでクラス間の教育効果を数値として把握し、成績評価の正確さ、公平性を確認している。さらに、看護学実習では、助教と准教授以上の複数の教員が評価表を基に協議するなど、成績評価の正確さの担保が図られている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

研究科専攻における教育課程の編成については、履修案内・ガイドに示されているとおり、課程の目的及び授与される学位に従って、講義、実習、演習、学位論文指導等が体系的に編成されている。特に、生命ナノシステム科学研究科及び医学研究科では、理化学研究所等の研究機関と連携した教育研究が実施されている。連携大学院における大学院生数は、平成21年5月1日現在で、理化学研究所は57人（博士前期課程40人、博士後期課程17人）、海洋研究開発機構は博士前期課程8人、農業生物資源研究所は博士後期課程1人となっている。

そのほかの研究科においても、当該大学の目的に沿って、横浜市や地元企業等と連携した実践的な授業内容を取り入れており、国際マネジメント研究科では、当該大学と横浜銀行グループとの共催事業「よこはま経営塾」に、学生を参加させる「大学院特別講義」を設け、経営塾支援とともに、教育研究成果を学生の研究にフィードバックさせることにより、修了後のキャリアデザインに現実性を与えている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

理化学研究所等の研究機関との連携大学院による教育研究に加え、医学研究科では、平成18年度文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに「臨床治験推進リーダー養成プログラム」が採択され、主な取組として、新たに教授を招聘して臨床試験学を設置し、臨床研究に特化した科目を開設し、事業期間終了後も引き続き実施している。加えて、FDA（Food and Drug Administration：米国食品医薬品局）のCBER（Center for Biologics Evaluation and Research：生物学的製剤評価研究センター）との包括協定の締結やPMDA（Pharmaceuticals and Medical Devices Agency：医薬品医療機器総合機構）との連携大学院協定締結にも取り組んでいる。また、文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」に平成19年度採択された「横断的ながん医療の人材育成と均てん化推進」（申請担当大学は東京大学）では、次世代の臨床研究の指導者養成、高度かつ集学的ながん専門医療を担う医師やコメディカルの育成を目的とした教育課程を構築し、各専門医が一堂に集まり治療法について包括的に議論する場であるキャンサーボードでの実地修練等を行っている。

また、平成15年度に文部科学省21世紀COEプログラムに採択された「細胞極性システム研究に基づく未来医療創成（からだの形づくりの仕組みの解明から病気の克服へ）」では、基礎生物学の成果を臨床医学に応用するための教育研究体制の整備に向けた取組を行い、博士課程学生の学力向上を目的とした英語発表能力向上プログラムや、細胞極性国際シンポジウム、国際医療ICTシンポジウム等を開催している。

さらに、平成21年度文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援事業」に「横浜文化創造都市スクールを核とした都市デザイン／都市文化の担い手育成事業」（代表校は横浜国立大学）が採択され、

当該大学のほか6大学によるコンソーシアムが形成されている。

特徴のある授業科目としては、生命ナノシステム科学研究科における科学技術と社会との関わりや科学技術を活かしたキャリアデザインに有用な「サイエンスライター序論」、「サイエンスマネジメント論」、「特許出願の実際」のほか、医学研究科における医科学分野の第一線で活躍している講師による最先端研究に関する「大学院セミナー」が挙げられる。さらに、神奈川県内大学院間学術交流協定及び横浜国立大学との単位互換協定に基づく単位互換や、インターンシップにも取り組んでいる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

授業の履修方法、単位認定、主副研究指導教員の届け出、修士・博士論文指導等については、履修案内・ガイドに掲載し、学期開始時のガイダンスにおいても詳しい説明がなされている。さらに、研究指導教員による細かい指導・アドバイスが行われている。

また、授業以外の時間の多くを研究・実験に充てられるよう、学生にはそれぞれ研究室あるいは院生室内に席が与えられ、インターネット環境の整ったパソコンによって、資料収集や論文作成が可能となっている。

さらに、学術情報センターに多くの専門書籍、論文誌を蔵し、電子ジャーナルの閲覧など大学院生の研究に必要な環境が整備されている。

そのほか、学期開始時には学年暦が履修案内に示され、講義を計画的に履修できるようにするなど、単位の実質化への配慮が図られている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

大学院の教育目標に従い、高度に専門的な学習・研究を行うために各講義・演習の修得単位数が定められている。

医学研究科では、「医科学特論」における症例カンファレンスへの参加、回診同行による臨床治療、文部科学省21世紀COEプログラムによる最先端研究に基づく講義等を実施している。また、海外学会等におけるプレゼンテーション能力を開発するため、ネイティブスピーカーによる英語プレゼンテーションプログラムを設けている。さらに、文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」による高度かつ集学的ながん専門医療を担う医師やコメディカルの育成プログラムを実施している。

そのほか、「地理情報学特講」では、これからのまちづくりに求められる能力の開発を目指し、都市計画を立案していく際に有用なツールとなるGIS（地理情報システム）の実践的な使い方を実習を通して修得させている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全研究科においてシラバスが作成され、学期開始時のガイダンス時に冊子で配付されるとともに原則と

してウェブサイトで公開されており、学生は履修登録時に講義概要、授業計画等が確認できるようになっている。学生の授業評価アンケートを実施している国際総合科学研究科の結果から見ると、内容及び利用状況ともおおむね良好であり、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断される。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

研究科通則において研究指導体制や組織間の連携、意思決定プロセスが定められている。また、中期計画にも、副研究指導教員の配置や他研究機関の構成員を研究指導補助者として迎えるなど複数指導体制の整備を図ることが記載され、計画に沿って実施されている。学位論文指導については、中間発表や予備審査の時期が明記された「学位取得までの流れ」が履修案内等で周知されている。

都市社会文化研究科及び生命ナノシステム科学研究科、国際マネジメント研究科の博士前期課程では、中間発表会が2年次の春又は秋に開催され、修士論文の進捗状況を把握できる体制ができている。また、博士後期課程においても本論文提出の要件として予備発表修了又は予備発表合格を課している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

研究科通則に則り、主研究指導教員及び副研究指導教員による複数指導体制が実施されており、研究テーマの決定や研究指導に関して広い立場からのアプローチが可能となっている。また、教員の研究テーマが履修案内やウェブサイト（研究者データベース）に掲載されており、学生が研究テーマを適切に決定できるよう配慮されている。さらに、TA制度が整備され、大学院生を授業や研究の補助につかせることで、学生の教育・研究者としての能力養成に資する努力がなされている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準及び修了認定基準については、学則、研究科通則で規定され、学生に配付される履修案内・ガイドに記載されているほか、入学時のオリエンテーションによっても学生に周知されている。なお、シ

ラバスには個々の科目の具体的な成績評価方法は記載されていないものの、授業の開講時に教員から成績評価方法の説明が行われている。

担当教員は成績評価方法に従って評点を提出し、全学で統一された基準により評点から成績評価を行い、その評価に基づいて単位認定がなされる。修了認定についても、研究科の論文審査及び最終試験に合格した者について、研究科教授会（代議員会）の議を経て、厳格に認定されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文の審査は、横浜市立大学学位規程及び研究科ごとに定める審査内規に基づいて実施されている。学位規程では、学位申請の受理、学位論文の審査・試験のための学位審査部会及び審査委員会の設置、学位授与の審査期間、学位授与の判定等が定められている。審査内規には、学位申請・論文の要件や、学位審査部会・審査委員会の構成、審査方法等が定められている。各研究科では、学位規程及び審査内規に基づいた学位審査プロセスに沿って学位論文審査が実施されている。

学位規程及び研究科ごとの審査内規の内容については、履修案内・ガイドに掲載し、学期当初のガイダンスにおいて説明するなど、学生への周知を行っている。

なお、医学研究科における学位審査に係る謝礼金の授受等の問題が明らかとなり、平成20年3月に「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」が設置され、同年7月に学位審査の客観性・透明性の確保及び学位の質の向上に向けた再発防止策が最終報告書において示された。主な対策案は、①謝礼授受の禁止や学位審査委員から親族等の関係者を除外することを規程に明記する、②学位取得の前提条件を査読付の国際学術雑誌とする、③学位審査委員に学外者を積極的に活用する、④中間審査会を合同形式で開催するなどであり、対策案に沿って審査体制等が整備されているが、今後とも、更なる学位の質の向上に取り組んでいく必要がある。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するため、前期と後期の成績開示に合わせ確認（異議）申立受付期間を設定し、学生に周知している。確認（異議）申立があった場合は、研究科長等を通じて担当教員に確認し、適切でなかった場合には、成績変更届により訂正が行われる仕組みとなっている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 国際マネジメント研究科では、当該大学と横浜銀行グループとの共催事業「よこはま経営塾」に、

学生を参加させる「大学院特別講義」を設け、経営塾支援とともに、教育研究成果を学生の研究にフィードバックさせることにより、修了後のキャリアデザインに現実性を与えている。

- 平成 17 年度文部科学省特色G Pに採択された「医学部における実践的な医療安全教育」では、医療安全意識の向上を図るため、医療安全、倫理、コミュニケーションを統合したカリキュラムとして、特別養護老人ホーム等での体験学習や医療機器の取扱等を重視した実践的な医療安全演習等を実施した。これらのカリキュラムは学生からの評価が高く、学園祭で医療安全に関するシンポジウムを学生自ら開催している。事業終了後も、本事業により導入された授業については大部分が継続して行われている。
- 平成 18 年度文部科学省現代G Pに採択された「学生が創る地域の子ども健康プロジェクトー医学生と看護学生の連携による取組ー」では、医学生と看護学生がチームを組み、地域に出て、地域の子どもたちに「命の大切さ」を伝えることを目的として、横浜市内の小中学校での訪問授業・健康生活キャンプの実施や、学生が主体となり子ども向けの応急手当に関する健康教育用教材を作成した。本事業における学生へのアンケートでは、約7割の学生がチームワークを実践的に学びとることができたと回答している。訪問授業は事業終了後も継続して行われている。
- 平成 18 年度文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に「臨床治験推進リーダー養成プログラム」が採択され、主な取組として、新たに教授を招聘して臨床試験学を設置し、臨床研究に特化した科目を開設し、事業期間終了後も引き続き実施している。加えて、FDAのCBERとの包括協定の締結やPMDAとの連携大学院協定締結にも取り組んでいる。
- 平成 19 年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」に採択された「横断的ながん医療の人材育成と均てん化推進」（基幹校は東京大学）では、次世代の臨床研究の指導者養成、高度かつ集学的ながん専門医療を担う医師やコメディカルの育成を目的とした教育課程を構築し、各専門医が一堂に集まり治療法について包括的に議論する場であるキャンサーボードでの実地修練等を行っている。
- 平成 21 年度文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援事業」に「横浜文化創造都市スクールを核とした都市デザイン／都市文化の担い手育成事業」（代表校は横浜国立大学）が採択され、当該大学のほか6大学によるコンソーシアムが形成されている。
- 平成 15 年度文部科学省 21 世紀COEプログラムに採択された「細胞極性システム研究に基づく未来医療創成（からだの形づくりの仕組みの解明から病気の克服へ）」では、基礎生物学の成果を臨床医学に応用するための教育研究体制の整備に向けた取組を行い、博士課程学生の学力向上を目的とした英語発表能力向上プログラムや、細胞極性国際シンポジウム、国際医療ICTシンポジウム等を開催している。

【改善を要する点】

- 医学研究科における学位審査に係る謝礼金の授受等の問題を契機として、「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」により学位審査の客観性・透明性の確保及び学位の質の向上に向けた再発防止策が示され、対策案に沿って審査体制等が整備されているが、今後とも、更なる学位の質の向上に取り組んでいく必要がある。

【更なる向上が期待される点】

- 「Practical English」の単位修得者が更に高度な英語力を修得することを目的として「Advanced

横浜市立大学

Practical English]、「上級英語」等の開講や英語による授業科目を増加させてきているが、「実践的な国際教養大学になる」との大学の目標を達成するために、更に充実されることが期待される。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

各学部・研究科において、教育の状況等に応じた取組がなされている。例えば、国際総合科学部では、完成年次に至った平成20年度に、4年間を通じた教育方法・成果の検証を目的とした学生アンケートを実施した。医学部においては、医師国家試験・看護師国家試験等を見据えて、学生の基本的能力・学習到達度を把握するため、共用試験や外部の模擬試験等を活用している。

国際総合科学研究科では、修士論文・博士論文の指導を主眼に中間発表会や予備発表を義務付けて、PDC Aサイクルの形成を図っている。医学研究科においても、文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」や文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」の事業評価等を通じて教育の成果の検証・評価を行っている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

単位修得率については、国際総合科学部が約80%、医学部医学科は約99%、医学部看護学科は約97%であり、大学院では、国際総合科学研究科は約87%、医学研究科は約86%となっている。

学位取得率については、中期計画で「全員が博士号を取れるよう指導する。」という目標を定めているが、医学系はほぼ達成しているものの、理系・人文社会科学系では、50%程度に留まっている。

留年者・休学者・退学者数は、国際総合科学部及び国際総合科学研究科の学年進行とともに累積数が増加している。この事態に対して、学部では、全学年を通じて担任制を導入し、学生の指導に努めており、国際総合科学部では、留年している第1、2期生（平成17、18年度入学生）の授業への出席、単位修得、生活面等の状況をコース長が調査し、必要に応じて進路指導を実施している。

休学者については、平成20年度学校基本調査結果における休学率（休学者数/学生数）は、公立大学平均（学士課程、大学院課程全体）が1.91%であり、当該大学平均（学士課程、大学院課程全体）は1.75%となっている。なお、当該大学学生の休学の事由は約40%が留学によるものである。

医師国家試験、保健師・看護師国家試験の合格率は、毎年全国でも上位の成績を挙げている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

横浜市立大学

学生による授業評価は、学長をトップとする教育研究自己点検評価委員会及び同委員会の下に置かれた授業評価検討部会とその分科会により実施している。国際総合科学部及び国際総合科学研究科における授業評価結果の概要は、学内のウェブサイトで公表している。教育の成果や効果に関連した項目の調査結果は、ほぼすべての科目で5点満点中4点以上であった。なお、医学研究科においては学生による授業評価を実施していない。

国際総合科学部では、4年間の教育方法・成果に関する4年次生を対象とし学生アンケートを実施している。アンケートでは、「総合講義A」（自らの課題を見つけるための問題提起科目）において「学んだことが他の授業やゼミで役立った」と回答した学生は学部全体で約62%であった。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

国際総合科学部では、平成21年3月に最初の卒業生を出した。当該大学による学生の進路状況の調査では、国際総合科学部の再編前の商学部・国際文化学部・理学部の学生と比較すると、就職先において大きな差は認められなかった。就職率、進学希望者の進学先決定率ともほぼ100%と高い率を維持している。

医学部医学科では、卒業生の横浜市内定着率は約30~50%程度で推移し、神奈川県内の定着率は約80%である。看護学科では、初の卒業生を平成21年3月に出したが、市内が63.2%、県内を含めると71.0%の定着率であった。地域医療への貢献という点で、評価される結果となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

国際総合科学部が完成年度を迎えた平成20年度に、4年次生を対象とした在学期間を通じた国際総合科学部の教育内容についてのアンケートを実施した。アンケート結果は、おおむね良好な評価であった。ただし、大学の教育理念に関する項目において、高い評価を下した学生の比率が低かったことから、教育理念の周知・理解を図るため、更なる改善に向けた取組が望まれる。また、医学部や研究科も含めた卒業生に対するアンケートは、今後の課題となっている。

これらのことから、教育の成果や効果がおおむね上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 医学部医学科では、卒業生の横浜市内定着率は約30~50%程度で推移し、県内を含めると約80%が定着している。看護学科では、初の卒業生を平成21年3月に出したが、市内が63.2%、県内を含めると71.0%の定着率であった。地域医療への貢献という点で、評価される結果となっている。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部及び研究科の新生には、入学式後にオリエンテーションを開催し、教育課程や履修内容等についてガイダンスを実施している。2年次生以上にも、各学部、研究科において新学期開始時に教育課程や履修内容等に関するガイダンスを実施している。医学研究科については、平成21年度からガイダンスを実施することとしている。国際総合科学部におけるアンケート調査では、オリエンテーションやガイダンスがコース選択や履修科目の選択に役立ったと7割以上の学生が回答している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学生への学習支援としては、担任制、オフィスアワー、メールの活用のほか成績不振者に対する個別面接等を実施している。学部では全学年を通じて担任制を導入しており、1年次は全学部生が履修する「教養ゼミA」（1クラス30人程度）の担当教員が担任を担っている。特に、「教養ゼミA」は、学部や入試区分が均等となるクラス編成とし、その担当教員には、文系と理系各1人の教員を配置しており、充実した1年次生の学習支援体制を整備している。

各教員のオフィスアワーとメールアドレスは、シラバスに記載しており、学生が随時参照できるようになっている。研究科では、少人数での教育体制が実現されており、研究指導教員がきめ細かな研究指導にあたっている。また、個々の学生の研究指導状況は専攻会議等で報告され、組織的な対応がなされている。

学習支援に関する学生のニーズについては、授業評価アンケート及び学生生活アンケートにより、シラバスの活用状況や自習環境に関して把握している。

また、当該大学が交流協定を締結した海外の大学に学生を派遣する際に、予算の範囲内で海外派遣諸経費の一部（往復航空券代、授業料、寮費等）について、海外派遣プログラム補助金として支給し、語学力の向上を図るとともに国際的な視野を備えた学生の育成を図っている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

特別な学習支援を行うことが必要と考えられる学生としては、留学生、社会人学生及び看護学科における3年次編入学生が挙げられ、留学生に関しては留学生チューター制度（平成20年度採用実績23人）、社会人学生に関しては長期履修学生制度、看護学科編入学生に関しては入学前オリエンテーションなど、それぞれ必要に応じた支援が実施されている。

また、障害のある学生に対して、車いす用の机の配置や、担当教員の判断で定期試験時にパソコンを使用した解答や大きな文字で記載しやすい解答用紙を用いる等、受験方法の配慮がなされている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習環境としては、学術情報センターにおける閲覧席、研究個室、グループ室、セミナー室や情報実習室のパソコン、LL実習室・テプライブラリーに加え、学部・研究科ごとに演習室・自習室、シミュレーションセンター等が整備され、活用されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生のサークル・クラブ活動や自治活動等の課外活動に対しては、サークル棟や体育館、グラウンド等の施設整備や補助金の配賦、顧問教員を配置するなどの支援をしている。そのほかに学生の自主活動である大学祭については、関係教職員による警備巡回等を行い協力・支援体制をとっている。

施設・物品等の利用については届出に基づき使用を認め、補助金はクラブ活動に対して1団体につき上限4万円を配賦し、そのほかにも必要に応じて備品充実金（後援会）や大会参加費等の補助を行っている。

さらに、学生からの要望に応じて、グラウンド整備や弓道場の改修工事、ラグビーゴールの改修、トレーニング機器の更新等施設整備を実施している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

生活支援等に関する学生のニーズを全学的に把握するため、学生生活アンケートを実施し、学生生活の支援等に活用している。学生生活アンケートは、学生生活保健協議会の下、学生・教職員によるワーキング・グループにより4年ごとに実施し、全学生が在学中に1度は参加している。

また、保健管理センターでは、学部1年次生必修科目においてメンタルヘルスに関するアンケートを実施し、希望者にはフィードバック面接を実施している。

さらに、キャリア支援課（室）では、先輩学生が後輩学生の就職相談に応じるキャリアメンター制度、卒業生が後輩学生の就職を支援するキャリアサポーター制度を活用し、学生の就職相談やキャリア形成支援を行っている。キャリアサポーター制度には、平成21年4月現在で、348人が登録している。ハラスメント防止委員会では、ハラスメント相談員を配置し、直接来訪するだけでなく、電話、手紙、電子メール等でも相談を受け付けている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関して特別な支援を行うことが必要と考えられる学生としては、留学生に加え、車いすを使用している学生が在籍している。障害のある学生に対しては、個々の学生の障害に合わせた対応を行っている。

留学生に対する支援状況については、国際学務係が学修及び生活支援等に関する相談を受け付けている。具体的には、新入留学生に対するオリエンテーションや円滑な学生生活を支援するために必要な情報提供及び指導を行うチューターの配置等を実施している。また、国際学生会館等の斡旋や留学生住宅総合補償を活用した機関補償等の宿舍確保支援、学内に誘致した金沢国際交流ラウンジとの連携による各種交流事業を通じて、生活支援を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学生の経済面の援助としては、日本学生支援機構による奨学金や緊急時の貸与、地方公共団体及び各種民間機関等の奨学金、当該大学の授業料減免制度・災害見舞金制度による支援を行っている。各種奨学金・免除制度については、掲示や当該大学ウェブサイト等で周知を図っている。

日本学生支援機構奨学金の貸与者は、平成20年9月末現在、学部生は全学生数の35.3%、大学院生は29.7%である。授業料減免措置者は、平成19年度における状況では、学部生は103人、大学院生は49人が許可されている。平成20年度は前期までの状況において、学部生103人、大学院生33人が許可されており、承認率は約93%となっている。

また、大学院博士課程（博士後期課程）の有職者を対象に大学院長期履修学生制度が導入されており、長期履修学生として許可された修業年限を超える履修期間について、通常の授業料の80%が減免されている。

学生寮については、入寮基準を定め、入寮している学生による自治的な運営を基本としている。平成20年4月末現在で、夕照寮（男子寮）は53人（70人定員）、萌生寮（女子寮）は25人（30人定員）が入寮しているが、建物の老朽化（夕照寮：昭和47年建築、萌生寮：昭和49年建築）が進んでおり、耐震基準も満たしていないなどの問題があるため、廃寮とする方針で入寮学生と今後の対応について具体的な話し合いを行っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- キャリア支援課（室）では、先輩学生が後輩学生の就職相談に応じるキャリアメンター制度、卒業生が後輩学生の就職を支援するキャリアサポーター制度を活用し、学生の就職相談やキャリア形成支援を行っている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、金沢八景地区、福浦地区、鶴見地区、舞岡地区の4つの主要キャンパスと附属市民総合医療センター（浦舟地区）を有し、その校地面積は、金沢八景地区 103,512.58 m²、福浦地区 78,305.57 m²、鶴見地区 7,852.97 m²、舞岡地区 27,307.51 m²、附属市民総合医療センター 9,611 m² である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 111,642.91 m² であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

金沢八景キャンパスには新耐震基準を満たしていない校舎があるが、耐震補強については、平成 21 年度に実施設計、平成 22 年度工事施工の計画で取り組んでいる。なお、金沢八景キャンパス以外は新耐震基準を満たしている。

また、研究棟管理委員会を設置して教育研究活動の充実・活性化のためスペースの有効活用を推進するための施策を講じており、金沢八景キャンパスにおいては国際総合科学部の教育課程に即して「演習実習室（知的たまり場）」の整備を図っている。

施設のバリアフリーに関しては、玄関等のスロープ、誘導床タイル、自動ドア、身障者用トイレ、身障者用エレベーター、身障者用駐車スペースなどの整備を実施し、バリアの解消に努めている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

各キャンパスを 100Mbps の専用回線で結び、インターネットには学術情報ネットワーク（SINET）を経由して接続している。また、学内のほぼすべての部屋に LAN が整備され、学生及び教職員は常時インターネットに接続できる環境となっている。ICT 環境に係る設備は定期的（原則 4 年）に更新されており、最近では平成 20 年度にネットワーク基幹システム及び情報実習室パソコンの更新がなされている。なお、情報実習室の平均授業利用率は、55.2% となっている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

施設・設備・システムごとに利用内規等を制定し、学内ウェブサイトキャンパスごとに掲載して周知

を図っている。また、学生に対しては「学生生活のしおり」において施設・設備に関する利用法について記載するなど周知を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-1① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

金沢八景キャンパスの学術情報センター本館、福浦キャンパスの医学情報センターのほか、鶴見・舞岡キャンパスと附属市民総合医療センターに各図書室が設置・運営されている。

施設・設備面では、全キャンパスで699の閲覧席のほか、本館5室、医学情報センター8室の個室を設置し、論文作成の際などに利用されている。また、AV資料の閲覧室（本館・医学情報センター）、セミナー室（本館、医学情報センター）を備えている。そのほか、本館はLL教室及びテープライブラリーの管理を行っており、語学教育をはじめとした教育活動を支援している。

学術情報としては、蔵書約78万冊、電子ジャーナルについては、Elsevier社のScience DirectやNatureをはじめとする約7,600誌にアクセス可能である。電子ジャーナルと引用文献データベースのJournal Citation Reportsなどは、全キャンパスの構成員が利用できるよう対応している。特色ある収集としては、地方史、社史・団体史を所蔵している。

資料収集は、カリキュラムや学科構成を配慮し、系統的に収集するよう努めている。特に、電子ジャーナルは、収書検討部会の下、効果的な収集を図るよう選定している結果、洋雑誌の利用状況は、順調な伸び率を示している。

学術情報の有効活用に必要な周辺の取組として、学術資料の利用促進と、利用者の情報リテラシー能力の向上を支援している。これについては、本館・医学情報センターでは、レファレンスカウンターの設置、年度当初の図書館利用ガイダンス、「教養ゼミA」へのテーマ対応レファレンスや「看護学科研究方法論」等との講義連携、医療従事者向けガイダンス等のプログラムを通して積極的に取り組んでいる。

さらに、情報検索の方法を学んだ学生スタッフ（学生 Library Staff）による、学生の学習・研究に役立つ内容を提供することを目的としたガイダンスも行われている。

開館時間については、開館時間の拡大と延長を推進し、本館及び医学情報センターは、平日9時から22時（土日9時から19時）である。さらに、平成20年度は年間308日（本館）、316日（医学情報センター）開館を実施している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 情報検索の方法を学んだ学生スタッフ（学生 Library Staff）による、学生の学習・研究に役立つ内容を提供することを目的としたガイダンスが行われている。
- 学術情報センターの開館日については、開館時間の拡大と延長を推進し、年間308日（本館）、316日（医学情報センター）開館を実施している。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

全学部共通の総合履修ガイド、履修案内、講義要項、教育要項などが学部・研究科ごとに毎年度作成され、保管されている。各講義の詳細については、医学研究科を除いて、電子シラバスにおいても公開されている。

こうしたデータの収集・蓄積は、各キャンパスに置かれた学務課のサポートを得て、各学部・研究科の運営会議、さらにその下に置かれたコース会議やカリキュラム運営会議等において行われている。また、全学共通の教務事務システムにより、学籍・履修・成績等の情報が電子化されており、授業の実施や学生の履修状況の確認資料として各学部・研究科の運営会議等で活用されている。さらに、平成20年度からは大学総合データベースが導入され、大学全体のデータを一元的に収集・蓄積する取組が開始されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学長をトップとする教育研究自己点検評価委員会及び同委員会の下に置かれた授業評価検討部会とその分科会により、毎学期、授業評価が実施されている。授業評価の結果は、検討部会の各分科会レベルで集計・分析され、担当教員にフィードバックするとともに、ウェブサイトや同窓会誌などで概要を公表している。

また、学生生活保健協議会で、学生生活アンケート調査を実施し、報告書にまとめている。調査結果は、実践的な英語力の養成を目指した全学必修科目「Practical English」の設置や、教室の空調設備の充実など、次年度の組織目標の設定や年度計画の策定に活用されている。

教員については、共通教養会議やコース会議、カリキュラム運営会議における議論や、教員評価制度における面接等を通じた意見聴取により、カリキュラムの改善等による教育の質の向上に反映されている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

毎年開催される公立大学法人横浜市立大学後援会の総会においては、大学への意見が数多く寄せられ、教職員が大学に対する学外者の評価を直接聴取する絶好の機会となっている。同後援会からは、単に意見

が寄せられるだけでなく、学生の国際交流事業など取組を強化する必要があるとされた事業への財政的な支援も行われており、実のある教育の改善に結び付いている。

さらに、学外者からの評価として横浜市立大学法人評価委員会により、教育活動を含む法人全体の活動についての評価を受けている。同委員会による年度計画業務実績に対する評価結果や委員会での指摘事項は、次年度の計画に反映され、学生の海外研修の実施や、FDの活性化など、教育の質の向上、改善に役立てられている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教員評価制度が実施されており、その中で個々の教員が評価結果を教育改善に活用できるシステムになっている。具体的には、授業評価の結果が各担当教員にフィードバックされ、これを活用して、附属病院も含む全学の教員は自らの教育活動の評価を行う。この自己評価を基に、一次評価者（教員管理職）が個々の教員と振り返り面談を行い、年度当初に組織目標に沿って定められた各教員の目標達成度を検討し、評価を行っている。改善が必要との評価を受けた事項については、次年度の組織並びに個々の教員の目標に反映され、継続的な教育改善につなげるシステムが構築されている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

各部署にFD委員会を設置するなど、教員の自発的な活動としてFDが着実に実行されている。研修会については、教員だけでなく、職員や学生がともに参加することにより、多角的な課題提起や大学の構成員間での問題意識の共有に有効に作用しており、組織としてのFD活動が教育の質的向上に結びつきかけになっている。また、医学科においては、教員の運営組織であるカリキュラム委員会に学生も参加し、意見を教員に伝えることが可能となっている。具体的な改善例としては、授業で使用したパワーポイントの資料配付の要望への対応が挙げられる。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

大学の事務系職員を対象とした人材開発プランに沿って、テーマ別・職階別の周年の研修プログラムが組まれているほか、課単位でも研修プログラムを実施している。

FD研修会においても、職員、学生がともに参加し、教員と問題意識の共有を行うとともに、教育改善について議論を行う中で教育補助能力の向上が図られている。また、国際総合科学研究科では、高等学校を退職した教員を講師として招き、大学院生による学部生対象補習クラスの授業の実施を指導することで、教育補助者としての資質の向上を図っている。

横浜市立大学

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 31,068,298 千円、流動資産 13,094,946 千円であり、資産合計 44,163,244 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 9,517,804 千円、流動負債 8,892,980 千円であり、負債合計 18,410,785 千円である。

また、当該大学では、法人化以前の債務について市が大学関連債務を承継しており、借入金 3,650,250 千円についても償還財源は横浜市から支援を受けており、大半の建物が横浜市所有であることから、資金調達の設備投資のニーズも小さく健全な財務体質である。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である横浜市から措置される運営交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。なお、当該大学は、公立大学法人に移行した平成 17 年度からの 4 年間の状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても増加傾向にあり、安定した確保に努めている。

なお、授業料については、平成 19 年度に改定を行い、学部別の授業料を導入している。また、入学時の施設設備費の拡大や、理系・医系に実験・実習費を導入するなど、自主財源の確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 17～22 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、当該大学の関係委員会等で検討の後、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の議を経て、理事長が決定し、当該大学のウェブサイトで公表している。

また、これら収支計画を踏まえて、予算編成方針等を法人の構成員がいつでも供覧できるよう、学内グループウェアに掲示するなど、法人の財務状況や予算の配分状況の共有を図っており、当該大学の教職員に明示されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-2② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成20年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用53,606,372千円、経常収益54,223,030千円、経常利益616,658千円、当期総利益613,629千円であり、貸借対照表における利益剰余金4,786,546千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-2③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度の予算編成に当たり基本的な予算編成の考え方を示した予算編成方針を作成し、学内の各会議で説明し、了承を得た上で理事長が決定し各部署に対して通知している。

当該大学における予算編成過程は、予算要求の前段階から事務部門だけでなく教学組織から直接要望を受けるほか、学内の諸会議での議論を踏まえながら予算編成をすることで、限られた財源の中で教員や学生の要望を出来得る限り反映し、安定した教育・研究・診療活動ができることを最優先に予算編成を実施している。

施設・設備に対する予算については、設立団体である横浜市からの運営交付金・長期借入金が、中期計画示されている額の範囲内で、必要性・重要性・緊急性をふまえて計上されている。

また、それ以外にも予算編成上、必要と認められる場合には、理事長、副理事長、学長、副学長、事務局長等による予算編成会議において、目的積立金を取り崩して購入に充てるかについても議論を行い決定している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-1① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表等について横浜市長の承認を受けた後、横浜市公報に公告し、当該大学のウェブサイトでも公表している。

さらに、市民等向けに大学の財務状況をわかりやすく解説した「財務レポート」の発行や格付け機関の格付け取得をするなど、積極的な経営情報の公開を行っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-1② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監査計画を策定し、2人の監事が実施している。また、

監事は経営審議会に出席し、法人運営に関して意見を述べている。

会計監査人の監査については、横浜市長が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査要綱に基づき、内部監査委員会が独立性を担保した上で内部監査計画を策定し、会計監査及び業務監査を実施している。

会計監査人と監事及び内部監査委員との間で開催される監査連絡調整会議により、相互連携を図り、課題等の情報の共有化を図っている。また、会計監査人が監事に対して当該年度の監査計画について説明を行い、意見交換等を行っている。さらに、決算については、会計監査人から監事への監査報告により、財務諸表等に係る決算監査説明、意見交換が行われている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

経営組織と教育研究組織の役割が分けられ、それぞれの権限と責任の所在の明確化が図られている。

経営組織の審議機関である経営審議会は、法人の経営に関する重要事項等について審議する機関であり、法人の代表者である理事長をトップとし、学長（副理事長）、理事等 11 人で構成されている。経営審議会には副理事長となる学長をはじめ、副学長、附属病院長も理事として参加しており、教育研究組織の意向を経営組織へ直接伝えることが可能になっている。

教育研究組織の審議機関である教育研究審議会は、教育研究に関する重要事項等について審議する機関であり、教育研究組織の最高責任者である学長をトップとし、補佐役としての副学長や、学部長をはじめとした部局長及び学外委員の計 19 人の教育研究関係者のみによって構成されることにより、教育研究組織としての自主性、自立性が確保されている。

このほか、経営・教学両方の視点から重要な事項や緊急案件の審議などを行う常務会的機関である経営方針会議が原則週 1 回開催されるほか、法人経営に関する全学的調整事項等の協議や情報共有を行う合同調整会議（月 1 回開催）が設置されている。各部局では運営会議や教授会（代議員会）等を組織し、各部局の管理運営組織が構築されている。

事務組織については、大学の運営・管理のための事務組織として必要な職員数、組織体制が年度ごとに確認され、機能的に運営ができるよう改組等がなされている。

危機管理等に係る体制としては、監事及び会計監査担当による監査体制により、大学運営の執行管理に努めているほか、横浜市立大学コンプライアンス（倫理法令遵守）推進委員会及び横浜市立大学内部通報制度委員会を設置して、法人・大学内におけるリスク管理の向上に努めている。また、災害等の危機管理体制について、横浜市立大学危機管理規程を定めている。研究費の不正使用防止に関しては、横浜市立大学における研究費の不正使用防止の実行方針を定めて、責任体系を明確化する一方、検収センターの設置等の取組を進めている。さらに、生命倫理等については、研究が適正に実施されるよう、横浜市立大学医学部等における研究等の倫理に関する規程や横浜市立大学国際総合科学部・国際総合科学研究科におけるヒトを直接の対象とする研究に関する倫理委員会規程等を定めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

2人の副学長とともに、基本組織（各学部・研究科並びに研究院、研究所、病院等）の長を直接学長の下に置き、学長のリーダーシップが発揮されやすい体制が構築されている。これらのメンバー並びに外部委員が、教育研究審議会において、大学の活動方針や問題解決について審議し、意思決定を行っている。また、学長、副学長、学務センター長を主なメンバーとする教研連絡調整会を平成20年度より置き、各学部・研究科、研究院等の情報の収集を行うとともに、これを基点に学長の基本方針を提示することにより、学長のリーダーシップが効果的に発揮される組織運営を図っている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズについては、学生生活保健協議会が中心となり学生生活アンケート調査を実施するなどして、その把握に努めている。そこで把握された要望については、所管部署において検討がなされ、対応可能な事項については順次改善が図られている。また、様々な問題を抱える学生が早期に問題解決に向かえるよう、平成20年度に設置した保健管理センターに学生相談室を置き、専門のカウンセラーが相談に乗っている。さらに、教員からの要望により、鶴見キャンパスでの学生相談が開始されるなど、ニーズを反映した改善がなされている。

教員のニーズについては、教育研究審議会や合同調整会議、教授会（代議員会）等の諸会議における議論等により把握に努め、管理運営に反映させている。職員については、連絡調整会議等の諸会議のほか、事務改善に向けた取組を通じて意見の把握に努めている。

学外関係者のニーズについては、経営審議会や同窓会・後援会、キャリアサポーターの集い等の機会にニーズを把握し、必要な対応措置を取っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事には非常勤2人を配置し、監事監査規程に基づき会計監査及び業務監査を実施している。監事は毎年度監査計画を策定し、その計画に基づいて監査を実施している。その結果は、監査報告書として取りまとめられ、理事長に報告されている。また、経営審議会に出席し適切な指導・助言を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該大学職員に求められる職員像を表現した人材育成ポリシーに基づき、人材開発プラン（骨子）が平成20年3月に策定された。人材開発プラン（骨子）は、①職員の成長をサポートする（キャリア形成支援、研修制度）、②働きやすい職場をつくる（ウェルネス、ワークライフバランス）、③職員の貢献に応える

(職員評価制度、給与制度)など、人事諸制度を総合的に集約した計画となっている。

職員の研修制度としては、職場におけるOJT (On the Job Training) を基本として職員の資質向上が図られているが、さらに、配属先の職場に限定されずに職員として必要とされる知識、技術を習得する機会としてOFF-JTによる研修が行われている。また、横浜市内に4キャンパス、2附属病院が分散配置されているため、職員が一堂に会する機会がなく、他の職場において、どのような業務に携わっているのかお互いの理解が不足することから、業務紹介的な研修等も組織的に実施されている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、定款並びに中期目標により定められており、これに基づき、横浜市立大学経営審議会規程、横浜市立大学教育研究審議会規程をはじめ管理運営に関わる諸規程が定められ、委員等の選考方針、構成員の責務・権限などについても、明確に定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

大学の理念や目標、計画、活動状況に関する情報及びデータについては、大学のウェブサイトに掲載し、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようになっている。

また、学生数、教職員数、入試状況、就職状況などの活動状況に関するデータを掲載した大学総合案内が冊子として発行され、教職員をはじめ学外者にも配布されている。あわせて、全教員の研究業績を『教員研究業績目録』として毎年度発行されるとともに、研究者データベースとして、ウェブサイトでも公開されている。

経営審議会、教育研究審議会の議事録は、大学のウェブサイトで公表されている。また、両審議会の資料及び合同調整会議や教育研究会議等学内の諸会議の資料・議事録は、学内グループウェアに掲載され、学内の教職員がアクセスできるようになっている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価は、大学全体が課題等の情報を常に共有して行う業務として位置付け、大学評価本部を設置して、中期目標・中期計画の確実な達成を目指して全学的な体制で行っている。毎年10月頃に年度計画の進捗状況を調査し、次年度の年度計画へ反映させているほか、年度終了後に実施状況をまとめ、自己点検・評価を行っている。業務実績報告書及びその評価結果は、ウェブサイトで公開されている。

認証評価については、横浜市立大学法人評価委員会の「評価の考え方と進め方」において平成 21 年度受審が指示され、平成 19 年度に認証評価専門委員会で認証評価機関を選定した。その後、教育研究自己点検評価委員会において認証評価に向けた自己点検評価が実施されている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-2 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

自己点検・評価の結果は実績報告書として外部の有識者を加えた経営・教育研究両審議会に諮られた後、設置団体である横浜市が設置した第三者評価機関横浜市立大学法人評価委員会に提出して、評価を受けている。なお、評価の結果、改善等を指摘された事項については、次年度にその改善に取り組み、次年度の実績報告書の中で改善状況を報告して再度検証を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-3 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

横浜市立大学法人評価委員会による年度計画の業務実績報告に対する評価結果は、経営・教育研究両審議会で報告されている。あわせて、大学評価本部の事務局である経営企画課において、評価結果の中でも特に改善が必要であると指摘された事項について整理を行い、学内の諸会議等で各担当部署へ明示している。

改善の必要があると指摘された事項については、次年度の年度途中で調査を行い、会議等で報告することにより各部署での認識を促し、年度終了時には着実に改善が図られるよう全学的な進行管理が行われている。例えば、平成 18 年の業務実績に対して、法人評価委員会から「国際総合科学部における、高大連携の一環として、高校からの教員受入による学習支援について、さらに配慮されたい」との指摘を受けて、高大連携の取組の一環として、横浜市教育委員会との教育連携に関する協定に基づき、横浜市立大学と横浜市立高等学校との連携協議会を発足させ、本協議会並びに専門委員会で検討を重ねた結果、高等学校教員経験者と教育職員免許状を有する大学院生による学部での物理学補習クラスが実施されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-4 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

教育研究活動の状況や、その活動の成果、及び教育研究に関する様々な取組などに関する情報は、ウェブサイトや冊子に加えDVDなどのメディアにより公開されている。

また、金沢高等学校や横浜サイエンスフロンティア高等学校等の横浜市立高等学校との連携も企画され、金沢高等学校との間では、「Practical English」の実績を活かした「高大連携英語力育成プログラム」等の実施に向け、協議が進められており、教育研究の成果や、関連の情報を発信する場を形成しつつある。

しかしながら、地域貢献や国際化に関する諸々の取組が、実績は挙げているものの対外的に認知されておらず、法人評価委員会等においても指摘事項とされている。今後、地域貢献等に関する取組を集約し、活動実績等を対外的にアピールしていくことが望まれる。さらに、対外的な情報発信に留まらず、学生や教職員等に向けて、大学の改革の意義や目的等に係る情報について、十分に周知・共有されていくことが期待される。

横浜市立大学

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学外に向けた地域貢献や国際化に関する諸々の活動実績、また、学生や教職員等に向けた大学の改革の意義や目的等に係る情報について、十分に周知・共有がされているとは言えない。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 横浜市立大学

(2) 所在地 神奈川県横浜市

(3) 学部等の構成

学部：国際総合科学部，医学部

研究科：都市社会文化研究科，生命ナノシステム
科学研究科，国際マネジメント研究科，
医学研究科

附置研究所：木原生物学研究所

関連施設：学術情報センター，先端医科学研究セ
ンター，附属病院，附属市民総合医療
センター，Practical English
Center，エクステンションセンター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部 3,942人，大学院 721人

専任教員数：352人

助手数：2人

2 特徴

本学は、昭和24年に横浜市立横浜商業専門学校（Y専）を前身とする横浜市立大学商学部として発足し、昭和27年には横浜医科大学を前身とした医学部、及び文理学部が設置された。その後、大学院や看護短期大学部の設置など教育研究組織の拡大充実にも努めてきた。そして、平成17年には公立大学法人化及び教育プログラムに係る大学改革を遂行し、現在は、公立大学法人横浜市立大学が運営する2学部、4研究科からなる総合大学となっている。大学の校舎等の施設は、金沢八景キャンパス、福浦キャンパス・附属病院、鶴見キャンパス及び舞岡キャンパス・木原生物学研究所の4キャンパスに加え、附属市民総合医療センターを設置している。このうち、鶴見キャンパスは、京浜臨海部地域の横浜サイエンスフロンティアにおける総合研究ゾーンの中核的施設となっているなど、設立団体である横浜市の施策に位置付けられ整備が図られてきた。

本学は、法人化に際し、「市が有する意義ある大学として、市民が誇りうる、市民に貢献する大学となること、更には、発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育に重点を置き、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学となること」を目標に定めている。この目標を実現するため、「教育重視・学生中心・地域貢献」を基本方針として運営に努めている。

教育研究面の特徴としては、次の点が挙げられる。

①実践的な教養教育として、全学部の学生が共通に履修する「共通教養科目」を中心とした学士課程教育体系を構築している。「共通教養科目」は、自らの課題を見つけ探求する姿勢と様々な問題に対して解決する能力を備えることを目標とする

②第二作業言語と位置づけた英語の実践力（読む・書く・話す・聞く）の養成のため、全学生が履修する共通教養科目の中核に「Practical English」(PE)を置き、国際的な基準であるTOEFL500点（相当）の取得を、PEの単位取得の要件としている。

③国際総合科学部は、一学部には人文科学・社会科学・自然科学とあらゆる分野があり、領域横断的で実践的な教養教育を行う7コース編成となっている。

④医学部医学科では、医学教育モデル・コア・カリキュラムに沿ってAからGの7つのブロックに分けて学習しており、Aは「特色ある大学教育支援プログラム」に採択され、患者さんの安全を最重視する医師を育成するための実践的な医療安全教育を実施している。また、現代的教育ニーズ取組プログラムに採択され、医学科と看護学科の学生がチームを組んで、「学生が創る地域の子ども健康プロジェクト」に取り組んでいる。医学科及び看護学科とも国家試験において高い合格率をあげている。

⑤大学院では、理化学研究所、放射線医学研究所、海洋研究開発機構など国内の研究機関と連携大学院を組織し、高度な教育研究体制を構築している。特に、鶴見キャンパスにある生命ナノシステム科学研究科生体超分子システム科学専攻は、理化学研究所横浜研究所と隣接し、最先端の研究環境で教育を行う連携大学院を構築している。

⑥大学院では、「長期履修制度」を導入し、医学研究科は附属2病院の後期研修制度との乗り入れが可能である。

⑦海外から学生を受け入れ夏期集中講座サマーサイエンスプログラムを開講しているほか、カリフォルニアに海外オフィスを設置するなど大学の国際化を図っている。

⑧科学技術振興調整費により、タンパク質研究や分子細胞生物学、分子イメージング技術などの研究成果を医療につなげていくことを目的とした「翻訳後修飾プロテオミクス医療研究拠点」の実現を目指している。

⑨木原生物学研究所では、コムギ・トウガラシの遺伝資源約6千種を所有している優位性を活かした研究を推進している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

大学の目的

本学の目的は、学則の第1条に「発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育に重点を置き、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学として、教養教育と専門教育を有機的に結び付け、国際都市横浜にふさわしい国際性、創造性、倫理観を持った人材を育てるとともに、教育・研究・運営が、市民・横浜市・市内産業界及び医療の分野をはじめとする多様な市民社会の要請に迅速に応えること」と定めている。また、中期目標において、大学の基本的な目標として「市が有する意義ある大学として、市民が誇りうる、市民に貢献する大学となること。更には、発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育に重点を置き、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学となること。」と定められているとともに、目標の実現に向けて「『教育重視・学生中心・地域貢献』という基本方針のもと、大学が自主的・自立的に運営され、教育・研究が更に活発に進められること。」と定められている。

大学の教育に関する目標

上記の基本的目標に基づき、教育に関する目標を以下のとおり定めている。

1. 教育内容に関する目標

<学部教育>

- ① 横浜市立大学の基本的な目標や使命に基づいた入学者受入方針を社会に明確に伝えるとともに、留学生や社会人を含め横浜市立大学を第一志望とする志願者を増やし、自己の能力や適性を高める意欲をもった多様な学生を、それぞれに適した選抜方法により受け入れる。
- ② 国際総合科学部と医学部に共通して、時代の変化に対応できる能力を身に付けさせるための共通教養科目を設ける。共通教養科目を基盤とし、国際総合科学部においては、専門教養科目と、医学部においては、専門教育科目とそれぞれ連携した体系的なカリキュラム編成を行い、教育内容の充実を図る。
- ③ 国際総合科学部においては、国際的視野を有し 21 世紀をきり拓く力を育てる「実践的な教養教育」を実現するため、授業形態や学習指導方法を確立・実施する。また、授業時間以外の学内外での自発的な学習活動に対する支援体制を整える。
- ④ 医学部においては、生命の尊厳、患者等の人権の尊重、医療に関する高度な専門知識や技術の修得、医療システムの理解に加え、倫理観、安全意識、医師及び看護師・保健師としての責任感を醸成する臨床実習を重視した教育を行う。
- ⑤ 学生の卒業時の質の保証を確保するため、客観的で明確な基準に基づき成績評価し、進級・卒業管理の一層の厳格化を図る。特に、医学部では、国家試験を踏まえた成績評価を実施し、進級・卒業管理を行う。

<大学院教育>

- ① 都市社会文化研究科、生命ナノシステム科学研究科及び国際マネジメント研究科は、大都市横浜が抱えるグローバルな課題や学術の動向を踏まえた入学者受入方針を明確に示すとともに、多様な入学者選抜方法を検討し導入する。また、国際都市・横浜に設置される大学院として外国人留学生及び社会人の積極的な受け入れを図る。
- ② 都市社会文化研究科、生命ナノシステム科学研究科、国際マネジメント研究科及び医学研究科は、学生が学力を自律的に獲得し、応用力を高めるカリキュラム編成とする。
- ③ 医学研究科（修士課程）は、高度専門的職業人及び研究者それぞれを育成できるカリキュラム編成とする。
- ④ 医学研究科（博士課程）は、開発能力のある研究者及び研究の視点を持った専門性の高い臨床医を育成することを目的としたカリキュラム編成とする。
- ⑤ 都市社会文化研究科(博士前期課程)、生命ナノシステム科学研究科(博士前期課程)及び国際マネジメント

研究科(博士前期課程)は、大都市の抱える政策課題などを中心に実践的に研究する過程で、人文・社会・自然科学などの学識を修得させ、それぞれの分野での専門教育を実施する。

- ⑥ 医学研究科(修士課程)では、医学以外を専攻してきた学生を対象に医学の基盤的な部分を系統的に履修させるとともに、病院などの臨床への応用を重視した教育を行う。
- ⑦ 都市社会文化研究科(博士後期課程)、生命ナノシステム科学研究科(博士後期課程)、国際マネジメント研究科(博士後期課程)及び医学研究科(博士課程)では、実践的・独創的な研究能力を伸ばすため、高度、領域横断的、国際的な先端研究を通じた教育を実施する。
- ⑧ 都市社会文化研究科、生命ナノシステム科学研究科、国際マネジメント研究科及び医学研究科は、公正・公平で社会的に説明可能であり、また国際的に通用しうる評価方法を確立する。

2. 教育成果に関する目標

幅広い教養と専門能力の育成を目指す教育を重視する大学として、教養教育と専門教育を有機的に連携させ、21世紀をきり拓く力を育てる「実践的な教養教育」を行い、時代の変化に対応しつつ社会を支えていく人材の育成を図る。

<学部教育>

- ① 国際総合科学部と医学部の両学部を通じ、自らの課題を見つけ探求する姿勢と様々な問題に対して解決する能力を備え、幅広い教養と高い専門的能力、豊かな人間性・倫理観を兼ね備えた人材の育成を行う。
- ② 国際総合科学部では、共通教養教育と併せ、専門教養教育(専門分野に即した高度の教養教育)を行い、「実践的な教養教育」を実施し、国際的視野を有する人材を育成する。また、社会情勢の変化に合わせコース等の見直しを行う。
- ③ 医学部では、「実践的な教養教育」の主旨を、医学及び看護学の専門教育に結びつけるとともに、プライマリーケア(初期的な総合診療)から先端的な医療に対応しうる質の高い教育の実現を図る。

<大学院教育>

- ① 都市社会文化研究科(博士前期課程)、生命ナノシステム科学研究科(博士前期課程)、国際マネジメント研究科(博士前期課程)においては、国際的な大都市である横浜市の抱える政策的課題を実践的に研究・解決し、高い実務能力を持つ各専門分野での専門家を育成する。
- ② 医学研究科(修士課程)においては、生命科学の基礎に立脚して先端的な医療を支える高度の専門的職業人及び研究者を育成する。
- ③ 都市社会文化研究科(博士後期課程)、生命ナノシステム科学研究科(博士後期課程)、国際マネジメント研究科(博士後期課程)及び医学研究科(博士課程)においては、高度の学術研究を行いその成果を地域社会更に世界に発信できる人材及び高度の専門的業務に従事しうる人材を育成する。

3. 学生への支援に関する目標

「学生中心」という大学の基本方針に基づき、学生の学習成果の最大化に向け、学習環境の充実・キャリア開発支援・経済的支援等の学生支援を実施する。

- ① 学生の学習意欲を高めるとともに、自主的学習を支える制度・環境整備に努めるほか、学生の情報交換・交流の場としての学生生活空間を確保するなど、学生生活におけるアメニティの充実を目指す。
- ② 学習環境及び学生生活等の向上を図るに当たっては、可能な限り学生の声を反映させる。
- ③ 入学後から卒業までの期間を通じた学生のキャリア開発を支援するためのシステムを構築する。学生が学習や生活に関して気軽に相談できる体制を構築するほか、充実した学生生活を送れるよう、奨学金などの経済的支援を実施する。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学の目的は、学則及び大学院学則において大学の使命、基本方針及び人材育成像が定められ、その内容は学校教育法に定められた大学・大学院一般に求められる目的に合致したものである。特に、平成 17 年度の法人化に際して策定した本学が掲げる目標「幅広い教養と高い専門能力の育成を目指す実践的な国際教養大学」という理念は、まさに、現在我が国の大学に求められている「教養教育の重視、国際化の推進」に定めるものであり、平成 17 年度から着実に取組を進めている。学部、大学院毎の目的についても通則で個々定められている。また、公立大学法人化に際して、設立団体である横浜市が定款及び中期目標を定め、本学（法人）は中期目標の実現に向けた今後 6 年間の大学・学部・大学院毎のより具体的な目標や運営方針、行動計画として中期計画を策定した。学則や中期目標、中期計画及び大学の目標と使命を明確化・平易化した「大学の目標」を、本学のウェブサイトに掲載して公表するとともに、大学総合案内等の冊子にも掲載し学内外の関係者に配布・周知している。学内関係者については、毎年の年度計画策定や業務実績報告書の作成作業や FD 研修等を通じて理解を深めるとともに、事務局職員には中期目標・中期計画に関する SD 研修を実施している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

平成 17 年度の公立大学法人化及び教育システムの改革（学部改組）は、本学が「実践的な教養教育を行う国際教養大学」を明確な目標に掲げ、取り組んできたものである。現在の国際総合科学部及び医学部という 2 学部体制は、学則及び中期目標に掲げられた目的・理念に則して設置され、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものである。

本学の目標としている「実践的な教養教育」の中核となる「共通教養」は、共通教養長のもと両学部の教員による全学的体制で運営実施されており、共通教養会議において運営・改善に取り組んでいる。また、国際総合科学部では、卒業に必要な共通教養の単位数を、単専攻の場合 60 単位としており、国立大学の平均に比べて 1.6 倍となっており、教養教育を重視する本学の理念が具現化されている。同様に、本学が第 2 作業言語と位置づけた英語の実践力を養成するため、共通教養科目の中核に「Practical English」（以下、PE とする。）を置き、学生の学習支援体制の強化を図っている。国際総合科学部では PE の単位取得を 3 年次への進級要件に、医学部医学科では 5 年次への進級要件、看護学科では卒業要件としている。そして、学生の質保証という視点から、厳正な成績評価が必要であるとの認識のもと TOEFL500 点相当を単位取得の要件の一つとしている。こうした国際的な基準を到達目標に活用して継続的な改善に取り組み、国際総合科学部では平成 19 年度入学者の約 49% が 1 年間の学習で PE の単位を取得しているなど、一定の成果をあげている。

研究科の構成については、現在の都市社会文化研究科、生命ナノシステム科学研究科、国際マネジメント研究科及び医学研究科という 4 研究科体制は、学則及び中期目標に掲げられた目的・理念に則して設置されており、研究科の教育研究の目的を達成する上で適切なものである。

教育活動を展開する上で必要な運営体制として設置されている教育研究審議会、教授会・代議員会及び人事委員会は、定期的に、さらに臨時に開催し、教育活動に係わる重要事項を審議するなど、必要な活動を行っている。

また、教育課程や教育方法を検討するために学部運営会議、研究科運営会議、コース会議、カリキュラム運営会議及び共通教養会議等が設置され、必要な活動を行っている。

基準 3 教員及び教育支援者

本学における教員組織編制の基本的方針は、中期目標及び中期計画において「時代の変化に柔軟に対応でき

る教育体制」を目指すことと定めている。この基本の方針に沿って学則及び大学院学則において教員組織編成を規定している。しかし、平成 17 年度の法人化後 4 年間を経て、国際総合科学部や医学部など本学の各組織における組織運営上の特性等を踏まえ、教員組織編制等の更なる適正化について検討し、次期中期計画における教員組織編制に反映させていく必要がある。

学士課程においては、大学設置基準に定められた教育課程を遂行するのに必要な教員を確保し、主要な科目には原則として専任教員を配置している。大学院においても、大学院設置基準による大学院課程の研究教育を遂行するために必要とされる研究指導教員及び研究指導補助教員を確保している。

任期制については、平成 17 年度の法人化以降、教員は全員任期付の雇用を原則としており、全体で約 8 割、承継教員においても約 7 割の教員が任期制となっている。任期制は本学の教員人事制度の根幹をなすものと考えており、任期制の運用のあり方、並びに任期制を前提とした関連する諸制度の整備に引き続き取り組んでいく。同様に教員採用は、人事委員会により公正性・透明性・客観性をもって行っている。

大学の諸活動の活性化を目的として全教員を対象とした教員評価制度を毎年度実施しており、評価を通じて教員の教育研究活動等の向上を図っている。なお、平成 21 年度から 20 年度評価結果を処遇へ活用する。

職員については、各年度に必要な人数を配置している。また、市派遣職員から法人職員への転換を進めているが、大学運営における事務職員の役割の重要性が増す中、人材育成を着実に進めていく必要がある。

教育補助者である大学院生 TA は、実習・演習科目を中心に配置し、学部教育の円滑な実施に有効に機能しており、活用が図られている。

基準 4 学生の受入

全学及び学部・研究科のアドミッション・ポリシーとして実質的に機能する人材育成目標等を中期目標及び中期計画で定め、本学ウェブサイトをはじめ大学案内、大学総合案内（PROSPECTUS）等に掲載し周知している。学部では、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」を内容とする「横浜市立大学の教育方針」を策定するとともに、平成 21 年度にアドミッション・ポリシーとして定めたが、研究科においても、平成 21 年度の再編を踏まえながら同様に取り組んでいく必要がある。

本学の目標、各学部・研究科等におけるアドミッション・ポリシーに沿って、国際総合科学部では、一般選抜のほか A0 入試、推薦入学、医学部では地域医療枠、指定診療科枠等、研究科では学内推薦を始め、一般学生対象、社会人学生対象など多様な入学者選抜の方法を実施している。また、求める学生を適切に見出すための有効な方法として、一般選抜における論述課題や A0 入試・推薦入学等において面接を採用するなど、各選抜方法は実質的に機能している。

入学者選抜の実施体制としては、全学の入試管理委員会以下各種委員会等の適切な実施体制を整備していること、かつ委員会の構成メンバーも適切で組織間の連携や責任体制も明確であることから、入学者選抜を公正かつ円滑に実施していると判断する。平成 21 年度には入試管理委員会の役割を見直し、アドミッション委員会に改組するなど、より適切な体制の整備に取り組んでいる。

入試結果については、各学部・学科、研究科の入試委員会等において一部成績追跡調査結果等も含めて検証を行っており、その結果から入学者選抜方法の改善が実施されている。

実入学者数について、学部では入学定員の 1.0 倍から 1.2 倍の範囲にあり、大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。研究科では、一部の専攻において入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にあり、国際総合科学研究科の再編など適正化に向けて取り組んでいるが、一層の努力が必要である。

基準 5 教育内容及び方法

学部の教育目的「自らの課題を見つけ探求する姿勢と様々な問題に対して解決する能力を備え、幅広い教養

と高い専門能力、豊かな人間性・倫理観を兼ね備えた人材の育成」の実現に向けては、「始めから狭い専門分野に特化せず、まず幅広い教養と知識を修得し、大局的な判断力を養って「総合的な人間力」を高めた上で専門性に磨きをかける高度教養教育（専門教育）が必要となる。」という考え方にに基づき、共通教養科目及び専門教養科目等の授業科目が配置され、教育課程が体系的に編成されている。国際総合科学部の専門教養科目群は、7つのコース毎に専門教養科目・専門教養ゼミ・卒業論文ゼミで編成されており、3つのクラスター（学習テーマ）を設定し、授業科目が編成されている。医学部医学科の専門教育では、基礎医学と臨床医学の講義と演習、次いで臨床実習へと順序性（順次性）と一貫性を勘案した教育課程（カリキュラム）を医学教育モデル・コア・カリキュラムに沿って編成している。医学部看護学科では、専門科目の理解を容易にする目的で、専門科目に必要な看護基礎科目を先行して配置し、専門科目へと導き、専門科目では、講義・演習を修得した段階で、実践現場に赴き、学内学習の検証を行う臨地実習を配置している。

授業科目は共通教養教育及び専門教育ともそれぞれの趣旨に沿った内容で開講されている。例えば、共通教養科目の問題提起科目群に配している総合講義Aは、現代的課題を考えさせるための科目で、1年次生が関心を抱きやすいテーマについてさまざまな講師を招いて話を聞き、現状や問題点を多面的に学べるような内容とするなど、各科目群の授業科目は、その科目群の趣旨に則した内容で授業が開講されている。

学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮し、教育課程の編成や授業科目の内容に反映させており、両学部における「海外フィールドワーク支援プログラム」や「プラクティカル・イングリッシュ」などの先進的な教育プログラム、医学部においては、文部科学省の大学教育支援プログラム（特色GP）による「実践的な医療安全教育」、同じく現代的ニーズ支援取組プログラム（現代GP）による「学生が作る地域の子ども健康プロジェクト-医学生と看護学生による取組」など、さらに横浜市内大学間学術・教育交流協議会の単位互換協定に基づく単位互換、インターンシップの実施などに取り組んでいる。

単位の実質化への配慮としては、入学時及び学期開始時等の機会を捉えたガイダンスにおける履修指導を通じて、学生に対して単位制度に関する理解を深めている。また国際総合科学部における履修登録単位数の上限設定（CAP制）やGPAの試行、医学科における学生の自習時間確保にむけた授業時間割などを実施している。今後、FD活動等を通じて単位制度及び単位の実質化の主旨について教員が更に理解を深めるよう組織的に取り組み、ひいては学生の主体的な学習を促していく必要があると考える。

授業内容の工夫として、「共通教養科目」では、先述した総合講義Aのほか、教養ゼミAを資料の探索、収集、読み込み、発表、討論、分析結果の整理、レポート作成などの知の技法を身につけるため、1クラスを30人程度とし全学部全学科の少人数混合クラス編成として、文系と理系の2人の教員を配置している。その他にも、プラクティカル・イングリッシュにおける習熟度別のクラス編成、インターンシップ実習やアクティブ・プランニング実習などの実習型科目を導入している。各学部、学科においても授業科目の特徴に応じて講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が導入されており、学習指導法の工夫も行われている。

シラバスは、共通教養科目を含め各学部・学科とも作成要領に基づき、カリキュラム上での位置付け、講義概要、到達目標、成績評価方法等が明記されており、適切な内容で作成されている。学生の授業評価アンケートでは、シラバスの内容及び利用状況とも概ね良好な結果であった。また、FDによりシラバスの内容充実にも取り組んでいる。

学生の自主学習への配慮としては、学術情報センターを中心とした情報実習室や図書閲覧室の開室のほか、シミュレーションセンター、看護学実習室の開放等を実施している。医学部では、問題基盤型学習など自主学習が主となる授業を設け、学生の自主学習を促している。

また、基礎学力不足の学生への配慮としては、プラクティカル・イングリッシュ及び情報コミュニケーション科目における習熟度別クラスの導入や医学科における補習授業（化学、物理）が行われている。さらに、成績不良者に対しては、クラス担任制、オフィスアワーの導入による教員による個別指導のほか、教務委員会や

カリキュラム運営会議等において指導について議論するなど組織的な対応を行っている。

成績評価基準及び卒業認定基準については、学則、学部通則で規定され、学生に配布される履修ガイドに記載しているほか、入学時のオリエンテーションによっても学生に周知している。成績評価について、担当教員は基準に従って評点を提出し、全学で統一された基準により評点から成績評価を行い、その評価に基づいて単位認定がなされる。卒業認定についても、学部が定める卒業の審査に合格した者について、学部教授会（代議員会）の議を経て、厳格に認定されている。国際総合科学部では、学部生に対して卒業論文を必修化し、卒業論文要旨集を作成・配付するなど、先進的に取り組んでいる。

成績評価等の正確さを担保するための措置として、成績評価に関する学生からの異議申し立ての制度が定められ、履修ガイド等で周知されている。さらに、TOEFL（Test of English as a Foreign Language）の実施によるクラス間の教育効果の把握や、看護学実習における複数教員による評価表を基にした協議など、成績評価の正確さの担保を図っている。

次に、本学の4研究科各専攻における教育課程の編成については、履修案内・ガイドに示されているとおり、課程の目的及び授与される学位に従って、講義、実習、演習、学位論文指導等が体系的に編成されている。特に、生命ナノシステム科学研究科及び医学研究科では、理化学研究所等の日本有数の研究機関と連携した教育研究が実施されている。都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科においても、横浜市や地元企業等と連携した実践的な授業内容を取り入れるなど、本学の目的に沿った授業の内容となっている。

医学研究科博士課程については、基礎・臨床の全分野を通じて領域横断的な研究を内容とする教育課程とするため、平成22年度から1専攻へ統合する予定で準備している。

学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に対する配慮として、理化学研究所など日本有数の研究機関との連携大学院による教育研究の実施や、医学研究科における「臨床治験推進リーダー養成プログラム（18年度大学院イニシアティブ選定）」、「がんプロフェッショナル養成プラン（19年度選定）」などの取組や、生命ナノシステム科学研究科における「サイエンスライター序論」「サイエンスマネジメント論」「特許出願の実際」、さらに神奈川県内大学院間学術交流協定や横浜国立大学との単位互換協定に基づく単位互換、インターンシップの実施などに取り組んでおり、教育課程の編成や授業科目の内容に反映させている。

単位の実質化への配慮として、学期開始時等の機会を捉えたガイダンスや指導教員によるきめ細かな履修指導を通じて、学生の主体的な学習を促すとともに、社会人学生への配慮として一部科目の夜間開講、eラーニングシステムによる自主学習、インターネットが整備された研究室・院生室など十分な学習時間の確保や学習環境の提供などに取り組んでいる。今後、FD活動等を通じて単位制度及び単位の実質化の主旨について教員が更に理解を深めるよう組織的に取り組み、ひいては学生の主体的な学習を促していく必要があると考える。

大学院の教育目標に従い、高度に専門的な学習・研究を行うために各講義・演習の修得単位数が定められ、学位論文指導は主研究指導教員に加え副研究指導教員で行う複数研究指導教員制とするなど、幅広く教育の効果を高めている。都市社会文化研究科及び生命ナノシステム科学研究科、国際マネジメント研究科の博士前期課程では、2年次の中間発表会による修士論文の進捗状況の把握、博士後期課程においても本論文提出の要件として予備発表修了または予備発表合格を課すなど、学位論文の質の向上とともに厳格な成績評価ができるようになっている。医学研究科では、医科学特論における症例カンファレンスへの参加、回診同行による臨床治療、英語プレゼンテーションプログラム、がんプロフェッショナル養成プランによる高度かつ集約的ながん専門医療を担う医師やコメディカルの育成プログラムを実施している。

全研究科においてシラバスが作成され、学期開始時のガイダンス時に冊子で配付されるとともに原則としてウェブサイトで公開されており、学生は履修登録時に講義概要、到達目標、成績評価方法、授業計画等が確認できる。学生の授業評価アンケートを実施している研究科の結果から、内容及び利用状況とも概ね良好であり、

適切なシラバスが作成され、活用されていると判断される。

研究科通則において研究指導体制や組織間の連携、意思決定プロセスが定められている。また、学位論文指導については、「学位取得までの流れ」を履修案内等で周知し、学生が計画的に学習・研究が行えるよう配慮されており、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われている。また、理系及び医系では、博士学位申請の条件として、原著論文が国際学術雑誌に掲載されていることとし、学位の質保証に取り組んでいる。

教員の研究テーマは、履修案内やウェブサイト（研究者データベース）に掲載されており、学生が研究テーマを適切に決定できるよう配慮されている。また、研究科通則に則り、主研究指導教員及び副研究指導教員による複数指導体制が実施されており、研究テーマの決定や研究指導に関して広い立場からのアプローチが可能となっている。さらに、TA制度が整備され、大学院生を授業や研究の補助につかせることで、教育研究的能力の涵養を図るなど、研究指導等に対する適切な取り組みが行われている。

成績評価基準及び修了認定基準については、学則、研究科通則で規定され、学生に配布される履修案内・ガイドに記載するほか、入学時のオリエンテーションによっても学生に周知している。成績評価について、担当教員は基準に従って評点を提出し、全学で統一された基準により評点から成績評価を行い、その評価に基づいて単位認定がなされる。修了認定についても、研究科の審査に合格した者について、研究科教授会（代議員会）の議を経て、厳格に認定されている。

学位論文審査は、「公立大学法人横浜市立大学学位規程」（以下、学位規程とする。）において、学位申請の受理、学位審査部会及び審査委員会の設置、学位授与の審査期間・判定等について定められ、研究科ごとの審査内規においては、学位申請・論文の要件や、学位審査部会・審査委員会の構成、審査方法等が定められており、各研究科では、学位規程及び審査内規に基づいた学位審査プロセスに沿って実施されている。学位規程及び研究科ごとの審査内規の内容については、履修案内・ガイドに掲載し、学期当初のガイダンスにおいて説明するなど、学生への周知を行っている。なお、医学研究科における学位審査に係る謝礼金の授受等の問題を契機として、「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」により学位審査の客観性・透明性の確保及び学位の質の向上に向けた再発防止策が示され、対策案に沿って審査体制等を整備しているが、今後とも、更なる学位の質の向上に取り組んでいく必要がある。

成績評価等の正確さを担保するための措置として、成績評価に関する学生からの異議申し立ての仕組みがあり、履修ガイド等で周知されている。学生からの成績異議申立書の提出により、成績評価が適切でなかった場合には、成績変更届により訂正が行われる仕組みとなっている。

基準 6 教育の成果

本学の人材育成像等の教育目標は、学則や学部・研究科通則とともに中期目標及び中期計画において明確に定められている。中期目標・中期計画の達成状況については、全学的な体制で組織された大学評価本部により、年度計画の業務実績評価を毎年度実施し、横浜市立大学法人評価委員会による外部評価を受けるなど検証・評価を行っている。特に平成20年度には、横浜市立大学法人評価委員会により中期計画の中間期の評価として、「概ね順調に進んでいる。」という評価を受けている。

また、国際総合科学部では、4年間を通じた教育方法・成果の検証を目的とした学生アンケートの実施、医学部においては、医師国家試験・看護師国家試験等を見据えて、共用試験や外部の模擬試験等を活用している。研究科では、修士論文・博士論文の中間発表会や予備発表等によるPDCAサイクルの形成、がんプロフェッショナルプログラムの事業評価等を通じて教育の成果の検証・評価を行っている。

医師国家試験、保健師・看護師国家試験の合格率は、毎年全国でも上位の成績をあげている。その他、留年者、休学者、退学者の状況は、他の国公立大学と同様のレベルであり、各学年や卒業時等において学生が身に付

ける学力や資質・能力について、教育の成果や効果が上がっていると判断される。

教育の成果や効果については、学生の授業評価アンケートにより把握しており、ほぼ全ての科目で5点満点中4点以上の結果であった。なお、医学研究科においては学生による授業評価を実施しておらず、平成21年度から実施に向けた検討・準備を行う。

卒業後の進路状況について、国際総合科学部の第1期生の進路状況を見ると、旧3学部と大きな差異はなかったが、今後、卒業生が社会・企業等におけるどのような分野で活躍していくかを追跡するなど、教育成果や効果の評価に向けた調査をしていく必要があると考える。医学部については、昨今の医師不足・看護師不足に対して、80%程度の卒業生が県内に定着しており、地域医療へ貢献している。

本学では、これまで組織的な取組として、卒業生や卒業生の就職先企業へのアンケート調査を実施してこなかった。医学部や研究科も含めた卒業生に対するアンケートを実施できるよう、全学的に卒業生の連絡先を把握する等「卒業生管理」に着手している。

基準7 学生支援等

学部及び研究科の新入生には、入学式後にオリエンテーションを開催し、教育課程や履修内容等についてガイダンスを実施している。2年次生以上にも、各学部、研究科において新学期開始時にガイダンスが実施されているが、医学研究科については、平成21年度から実施改善を図った。

学生への学習支援としては、担任制、オフィスアワー、メールの活用等により実施しており、学部では全学年を通じて担任制を導入している。特に1年次には、文系と理系の2名の教員を担当教員に配置しており、充実した学生支援体制を整備している。また、留学生に関しては留学生チューター制度、社会人学生に関しては長期履修学生制度、看護学科編入生に関しては入学前オリエンテーションなど、それぞれ必要に応じた支援が実施されている。

学生の自主的学習環境としては、学術情報センターにおける閲覧席や情報実習室のパソコンに加え、学部等毎に演習室・自習室等を整備し、活用されている。

学生のサークル活動や自治活動等の課外活動に対しては、施設整備、補助金の配賦、顧問教員の配置などを通じて活動の支援をしている。また、課外活動等において本学の名誉・学生の士気を高めた活動につき、学生または活動団体に対し、学長賞・学長奨励賞を授与している。

生活支援等に関する学生のニーズを全学的に把握するため、学生生活アンケートを4年毎に実施し、学生生活の支援等に活用している。また、学生の健康、生活、進路、各種ハラスメントについての個別窓口として、保健管理センターやキャリア支援課、ハラスメント防止委員会を設置し、相談・助言を適切に行っている。金沢八景、福浦、鶴見の各キャンパスには保健室、学生相談室を設置し、臨床心理士がメンタルヘルス相談を行っている。学部1年次生必修科目においてメンタルヘルスに関するアンケートを実施し、希望者には結果のフィードバック面接を行うなどメンタルヘルス対策に取り組んでいる。

学生の経済面での援助としては、日本学生支援機構による奨学金・緊急時の貸与や、本学の授業料減免制度等により支援を行っている。

学生寮については、男子寮及び女子寮を運営しているが、建物の老朽化や耐震基準も満たしていないなどの問題があるため、廃寮とする方針で入寮学生と今後の対応について具体的な話し合いを行っている。

基準8 施設・設備

本学は、教育研究組織及び教育課程に対応した大学設置基準を上回る校地及び校舎を有し、有効に活用している。講義室、演習室、実験・実習室等も必要数を配置しており、マルチメディア機器も必要に応じて設置され、利用されている。金沢八景キャンパスには新耐震基準を満たしていない校舎があるが、よりすぐれた教育

環境を目指して耐震補強と建て替えを内容とするキャンパス整備構想の策定を、校舎の所有者である横浜市と調整しながら進めている。なお、耐震補強については、平成 21 年度に実施設計、平成 22 年度工事施工の計画で取り組んでいる。

ICT 環境については、学内のほぼすべての部屋に LAN が整備され、学生及び教職員は常時インターネットに接続できる環境となっている。学生が利用可能な PC も約 350 台設置し、講義での利用とともに自習用に開放している。なお、機器が陳腐化しないよう ICT 環境に係る設備は定期的（原則 4 年）に更新しており、最近では平成 20 年度にネットワーク基幹システム及び情報実習室 PC の更新を実施した。情報セキュリティについては、ファイアウォール等の設置、パスワード有効期間の設定（90 日）等のセキュリティ対策とともに、個人情報保護に関する定期的なチェックや研修を実施している。

学術情報センターでは、蔵書約 77 万冊、電子ジャーナルについては、Elsevier 社の Science Direct や Nature を始めとする約 7,600 誌にアクセス可能である。電子ジャーナルと引用文献データベースの JCR などは、全キャンパスの構成員が利用できるよう対応している。特色ある収集としては、地方史、社史・団体史を所蔵している。学術情報の有効活用に向け、レファレンスカウンターの設置、年度当初の図書館利用ガイダンス、教養ゼミ A へのテーマ対応レファレンスや看護学科研究方法論などの講義連携、医療従事者向けガイダンス等のプログラムなどに取り組んでいる。開館日については、開館時間の拡大と延長を推進し、年間 308 日（本館）、316 日（医学情報センター）開館を実施している。

以上のことから、本学の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備、ICT 環境、学術資料・情報等が適切に整備・運営され、有効に活用されていると判断する。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

各学部・研究科ではそれぞれの教育活動を把握するため、運営会議やその下に置かれたコース会議やカリキュラム運営会議等において、必要な資料・データの収集・蓄積・分析を行っている。また全学共通の教務事務システムにより学籍・履修・成績等の情報及びシラバスを電子化して蓄積し、授業の実施や学生の履修状況の資料として学内の諸会議で活用している。

学生による教育の状況についての点検・評価として授業評価アンケートや学生生活アンケート及び国際総合科学部 4 年次生アンケートを実施し、その結果等は、各教員の授業改善だけでなく次年度の組織目標の設定や年度計画の策定にも活用している。具体的には、英語力の養成を目指した全学必修科目「Practical English」の設置や教育環境の整備などにも結び付いており、組織としての教育改善に役立てている。

学外関係者からの意見聴取は、主として後援会及び横浜市法人評価委員会等を通じて実施している。後援会からは、学生の国際交流事業など取組みを強化する必要があるとの意見とともに事業への財政的な支援をいただくなど、本学の教育の改善に役立てられている。法人評価委員会からは、FD の活性化等年度計画業務実績に対する評価結果における指摘事項を次年度の計画に反映するなど、学外の意見が自己点検・評価に適切に反映されている。

本学では、FD を目的として、授業評価の結果を活用する教員評価制度が全学的に整備されており、個々の教員が授業に関する改善を継続的に行うためのシステムとして機能している。FD については、各部局で FD 委員会を設置するなど、教員の自律的な活動として FD が着実に実行されている。研修会 については、教員だけでなく、職員や学生がともに参加することにより、多角的な課題提起や大学の構成員間での問題意識の共有にも有効に作用しており、組織としての FD 活動が教育の質的向上に結びつく端緒になっているが、今後、FD 活動を通じて更に具体的な改善に結びつくような工夫や努力が必要である。

職員の資質向上に関しては、大学の人材開発プランに沿って、テーマ別・職階別の周年の研修プログラムが組まれているほか、課ごとにも研修プログラムを計画し実施している。学生については、一部学科の取り組み

ではあるが、カリキュラム会議やFD研修会への参加等、教員と問題意識の共有を行うとともに、教育改善について討論を行う中で教育補助能力の向上が図られている。

基準 10 財務

本学は、校舎、病院等の建物については横浜市からの無償貸与になっているため、バランスシート上に資産額が計上されておらず他大学と比べて資産額が少ない。しかし、無償貸与により法人化以前と同様に教育・研究・診療活動が遂行可能となっている。自主財源については、学生を含む学内関係者の理解のもと学部別授業料の導入や入学時の施設設備費の拡大とともに、適正な学生数の確保に努め安定的に収入を確保している。附属病院収入についても、経営改善を積極的にすすめ大幅な増収を達成しているが、今後更なる経営改善を図るのは困難な状況にある。外部研究費については、積極的な競争的資金の獲得を進めており、順調な実績を挙げている。

次期中期計画の策定にむけては、経常的収入の大きな部分を占める運営交付金の考え方について設立団体である横浜市と密な調整を進める必要がある。

収支に係る計画は、中期計画において収支計画が策定されており、あわせて年度計画や予算概要を策定して関係者に明示している。予算執行に関しては、月次決算等による執行管理を実施しており、毎年度剰余金を計上して目的積立金とするなど、支出超過とはなっていない。また、学内の諸会議での議論を踏まえながら予算編成をすることで、限られた財源の中で教員や学生の要望を出来得る限り反映し、安定した教育・研究・診療活動ができることを最優先に予算編成を実施している。

財務諸表等については、法令に基づき横浜市報に公示し、監事及び会計監査人の意見を付して閲覧するとともに、大学のホームページに掲載し公表している。さらに、市民等むけに大学の財務状況を分かりやすく解説した財務レポートの発行や格付け機関の格付け取得をするなど、積極的な経営情報の公開を行っている。また、財務に関する監査として、本法人の監査規程等に基づき、監事監査及び内部監査、監査法人による会計監査人監査が実施されており、いずれも適正である旨の報告がなされている。

基準 11 管理運営

本学は、教育研究組織の審議機関である「教育研究審議会」と経営組織の審議機関である「経営審議会」を設置し、教育研究組織と経営組織それぞれの権限と責任の所在の明確化を図っている。危機管理等に係る体制については、コンプライアンス推進委員会等を設置してリスク管理の向上に努めている。

監事は毎年度監査計画を策定し、その計画に基づき、監査を実施しており、その結果は、監査報告書として取りまとめ、理事長に報告している。また、経営審議会に出席し適切な指導・助言を行っている。

人材育成の理念として本学職員に求められる職員像を表現した人材育成ポリシーをもとに、人材開発プラン（骨子）を策定し、職員の育成に取り組んでいる。しかし、法人固有職員の人材育成が円滑な大学運営に必須であり急務である。現在の人材育成プランを更に発展させ、より短期間での人材育成を図るための方策を構築することが重要な課題である。

管理運営に関する方針は定款並びに中期目標において定められており、これに基づき「公立大学法人横浜市立大学経営審議会規程」「公立大学法人横浜市立大学教育研究審議会規程」をはじめ管理運営に関わる諸規程を定め、委員等の選考方針、構成員の責務・権限などについて、明確に定めている。

本学の活動状況に関するデータや情報については、大学のウェブサイトへの掲載や大学総合案内、教員研究業績目録も発行しており、教職員が必要に応じて入手できるようになっている。今後、入試・成績・進路情報など大学の機関情報を収集管理分析する所管を明確にし、大学運営における課題発見から対策実施に結びつけていく必要がある

横浜市立大学

自己点検・評価については、大学評価本部や教育研究自己点検評価委員会等を設置し、組織的に取り組んでいる。自己点検・評価の結果や横浜市公立大学法人評価委員会の評価結果は、本学のウェブサイトで公開するとともに、設立団体である横浜市が市会へ報告されるなど広く社会に公開している。横浜市公立大学法人評価委員会による年度計画の業務実績報告に対する評価結果は、全学的な進行管理、さらに年度計画の進捗状況調査により、次年度の年度計画へ反映させるなど PDCA サイクルを機能させている。

